

少子高齢化・雇用と社会保障

- I 日本の人口動向
- II 人口ピラミッドの推移
- III 労働力・就業率の動向
- IV 非正規雇用の問題
- V 労働環境の変化

2022年9月

株式会社 久保総合研究所

年金数理人 久保知行

邦暦→西暦
昭和+25
平成-12
令和+18

(教科書『身につく役立つ社会保障』第3章に対応)

I 日本の人口動向

教33

<高齢化の現状>

(高齢化率は28.9%)

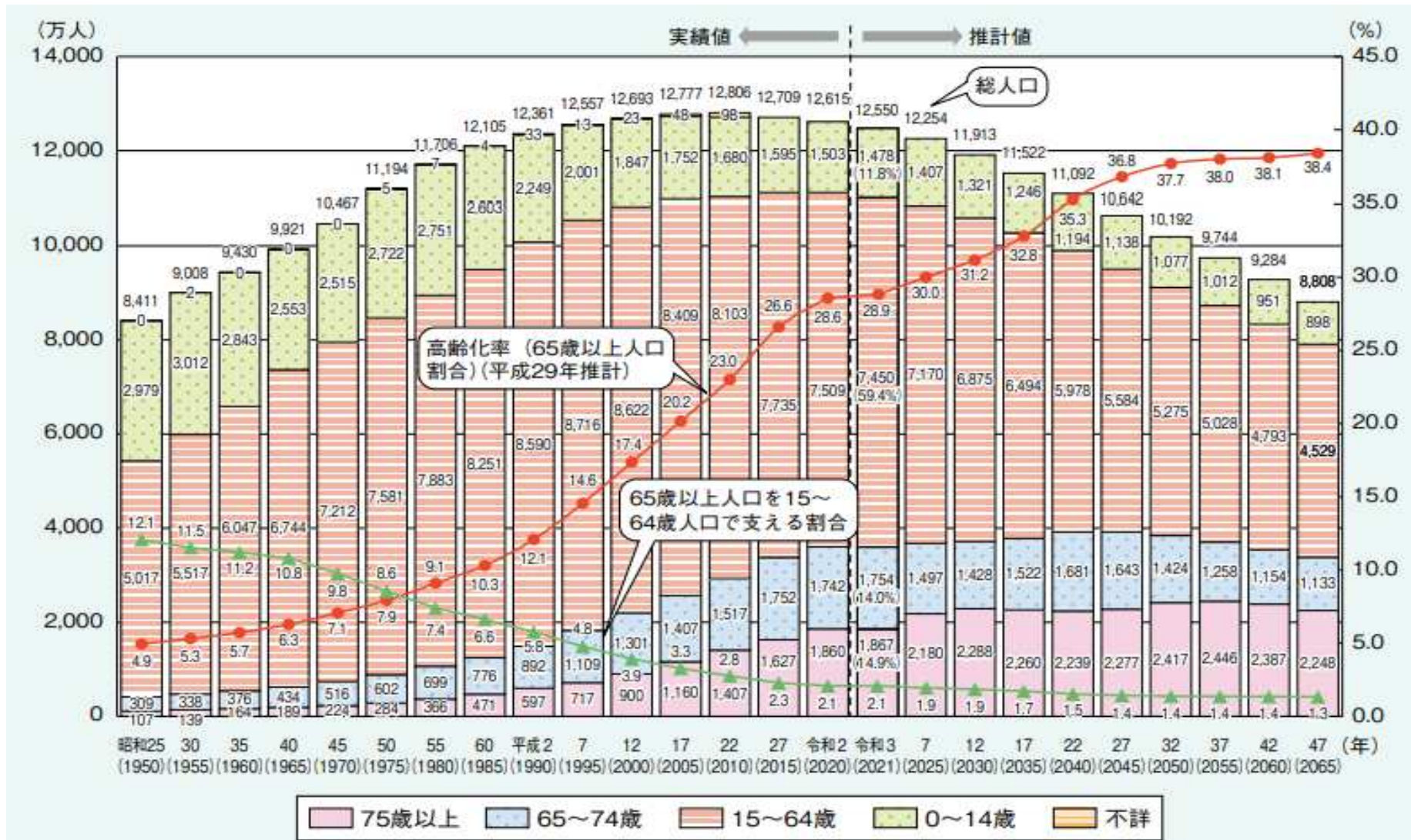
単位：万人（人口）、%（構成比）

		令和3年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,550	6,102 (性比) 94.6	6,448
	65歳以上人口	3,621	1,572 (性比) 76.7	2,049
	65～74歳人口	1,754	839 (性比) 91.7	915
	75歳以上人口	1,867	733 (性比) 64.7	1,134
	15～64歳人口	7,450	3,772 (性比) 102.6	3,678
	15歳未満人口	1,478	757 (性比) 105.0	721
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	28.9	25.8	31.8
	65～74歳人口	14.0	13.8	14.2
	75歳以上人口	14.9	12.0	17.6
	15～64歳人口	59.4	61.8	57.0
15歳未満人口	11.8	12.4	11.2	

<出所：『高齢社会白書（令和4年版）』第1章第1節表1-1-1>

<高齢化の推移と将来推計>

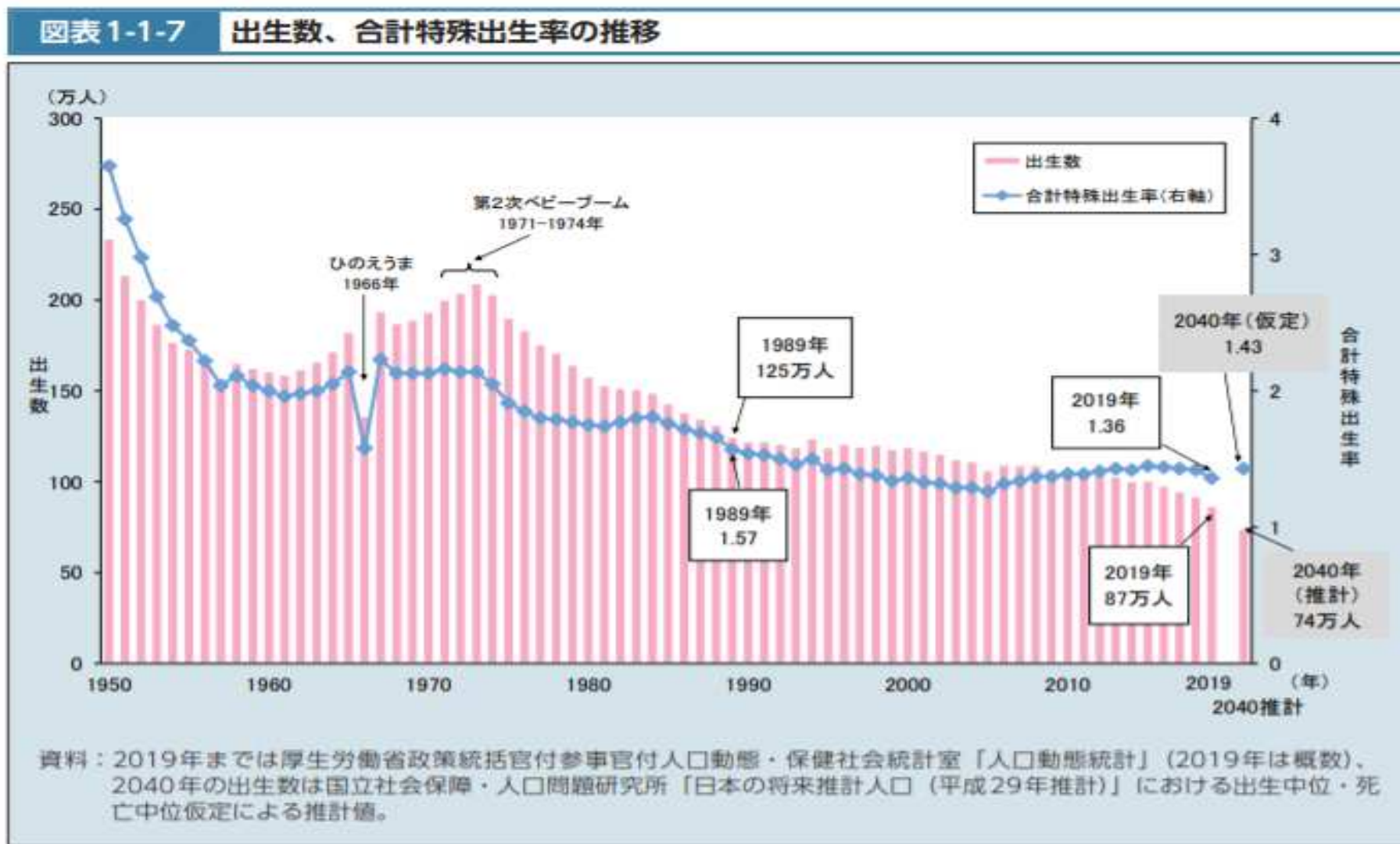
(2065年の日本:9,000万人を割り込む総人口、
約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上)



<出所:『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節図1-1-2>

＜人口の動向の背景：出生率＞

（平均寿命の伸びと出生数の減少が大きく影響）



＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第1節＞

(出生率(しゅっしょうりつ)関連用語)

- 出生性比(出生子のうち、女子100人に対する男子の割合。)

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間男子出生数}}{\text{年間女子出生数}} \times 100$$

- 出生率(人口千人に対する出生数の割合。)

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

- 合計特殊出生率**

(15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。)

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{15~49歳までの合計}$$

(都道府県別は5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。)

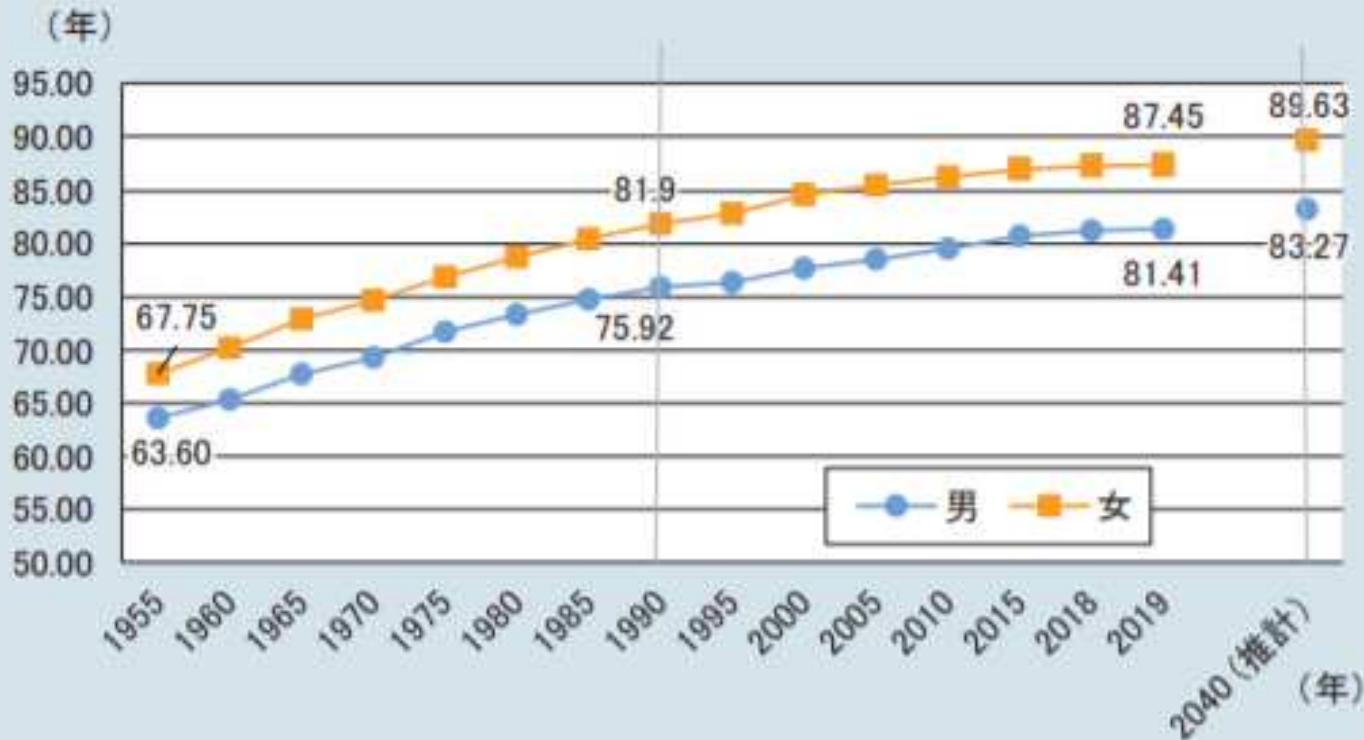
<出所:厚生労働省「出生に関する統計」の概況「用語の解説」>

＜人口の動向の背景：平均寿命＞

（平均寿命の伸びと出生数の減少が大きく影響）

平均寿命：0歳からの残存年数期待値
 平均余命：X歳からの残存年数期待値

図表1-2-1 平均寿命の推移



資料：2019年までは厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「令和元年簡易生命表」、2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位推計。

＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第2節＞

＜地域別にみた高齢化＞

令和3(2021)年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で38.1%、最も低い東京都で22.9%となっている。今後、高齢化率は、全ての都道府県で上昇し、令和27(2045)年には、最も高い秋田県では50.1%となり、最も低い東京都でも、30%を超えて30.7%に達すると見込まれている。

また、首都圏を見ると、埼玉県の高齢化率は、令和3(2021)年の27.2%から8.6ポイント上昇し、令和27(2045)年には35.8%に、神奈川県では25.7%から9.5ポイント上昇し35.2%になると見込まれるなど、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることとなる。

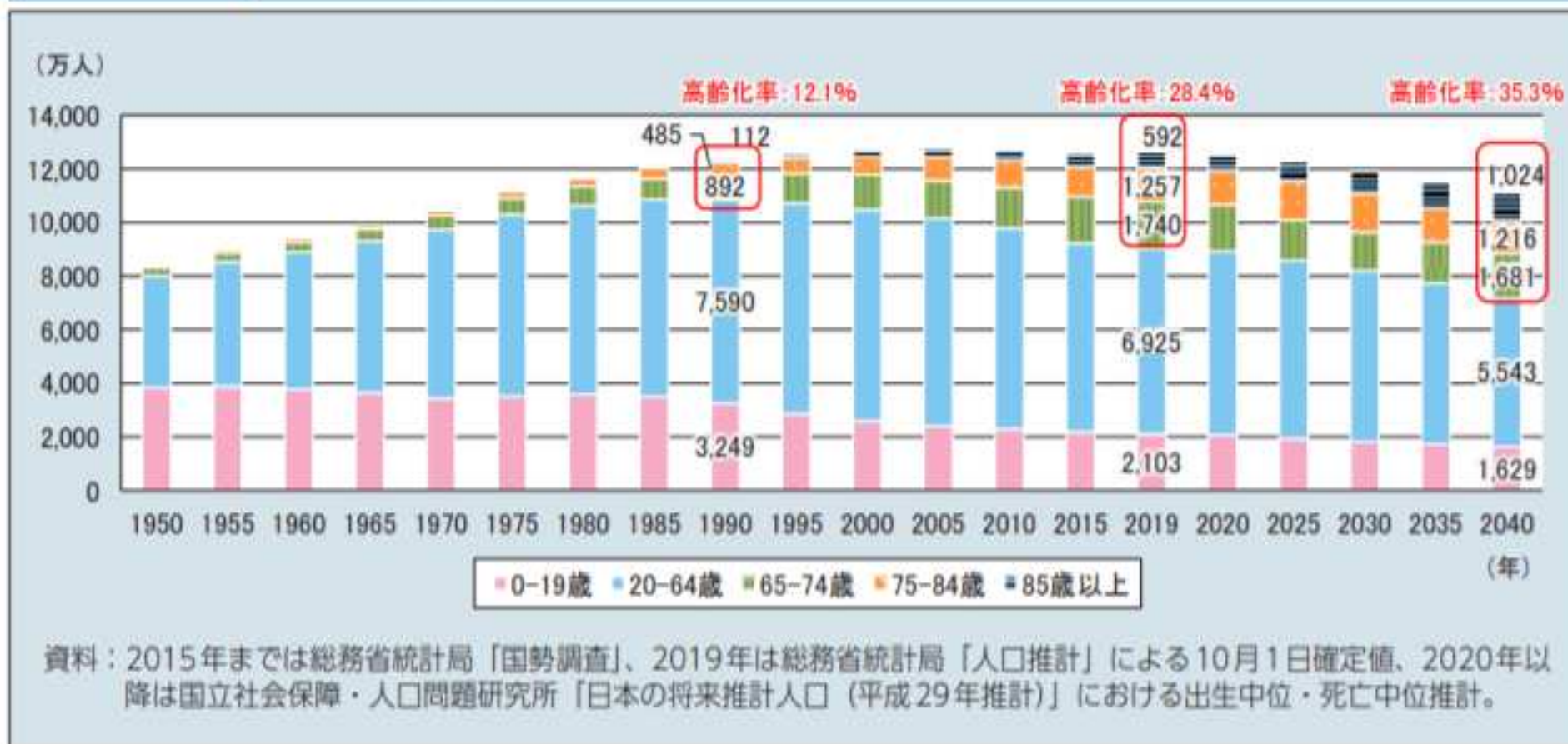
(県別：https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/pdf/1s1s_04.pdf)

＜出所：『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節4＞

<人口の長期推移(と見通し)>

(今後は、高齢者数の伸びの鈍化と64歳までの人口減少の加速により、高齢化率の伸びが鈍化し、人口全体が減少する)

図表1-1-1 人口の長期推移

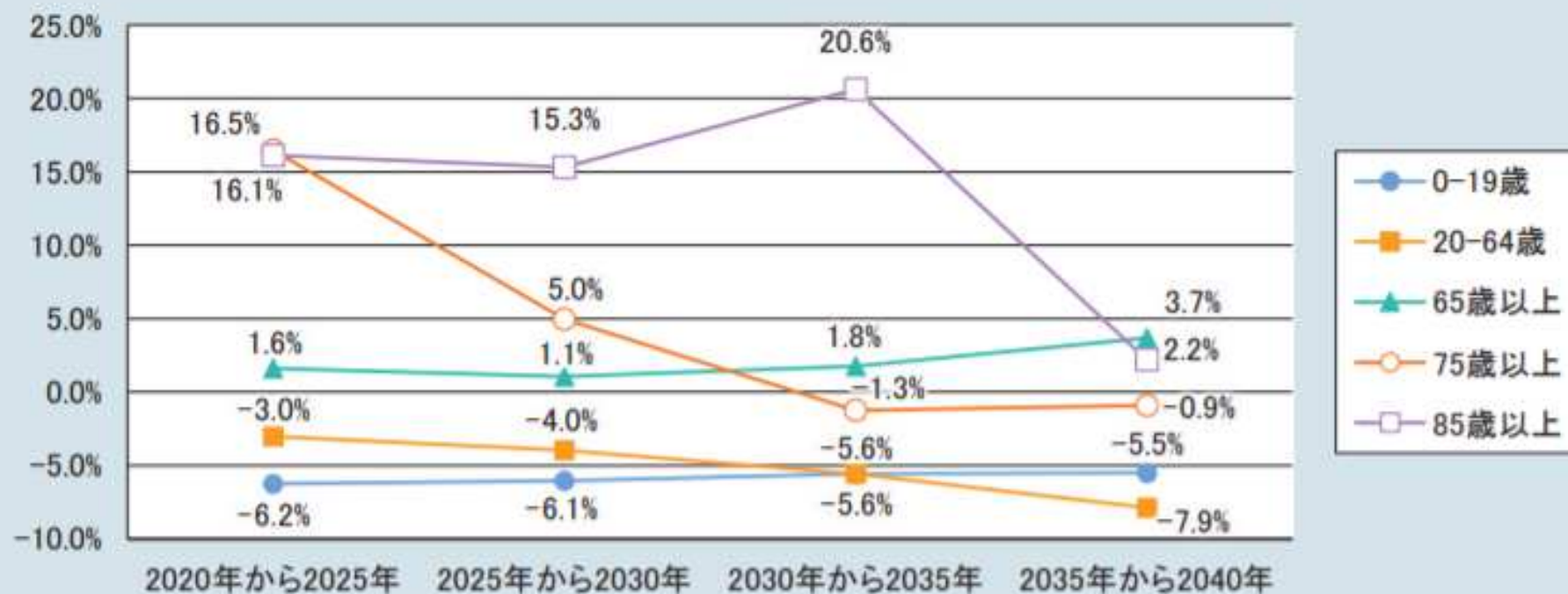


<出所:『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第1節>

＜年齢階級別人口増減率の推移(5年ごと)＞

(総人口減少の背景は、高齢者数の伸びの鈍化と64歳までの人口減少の加速)

図表1-1-2 年齢階級別人口増減率の推移(5年ごと)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死亡中位推計より厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室にて作成。

＜出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第1節＞

＜平均寿命の推移と将来推計＞

(将来の平均寿命は男性 84.95年、女性91.35年)



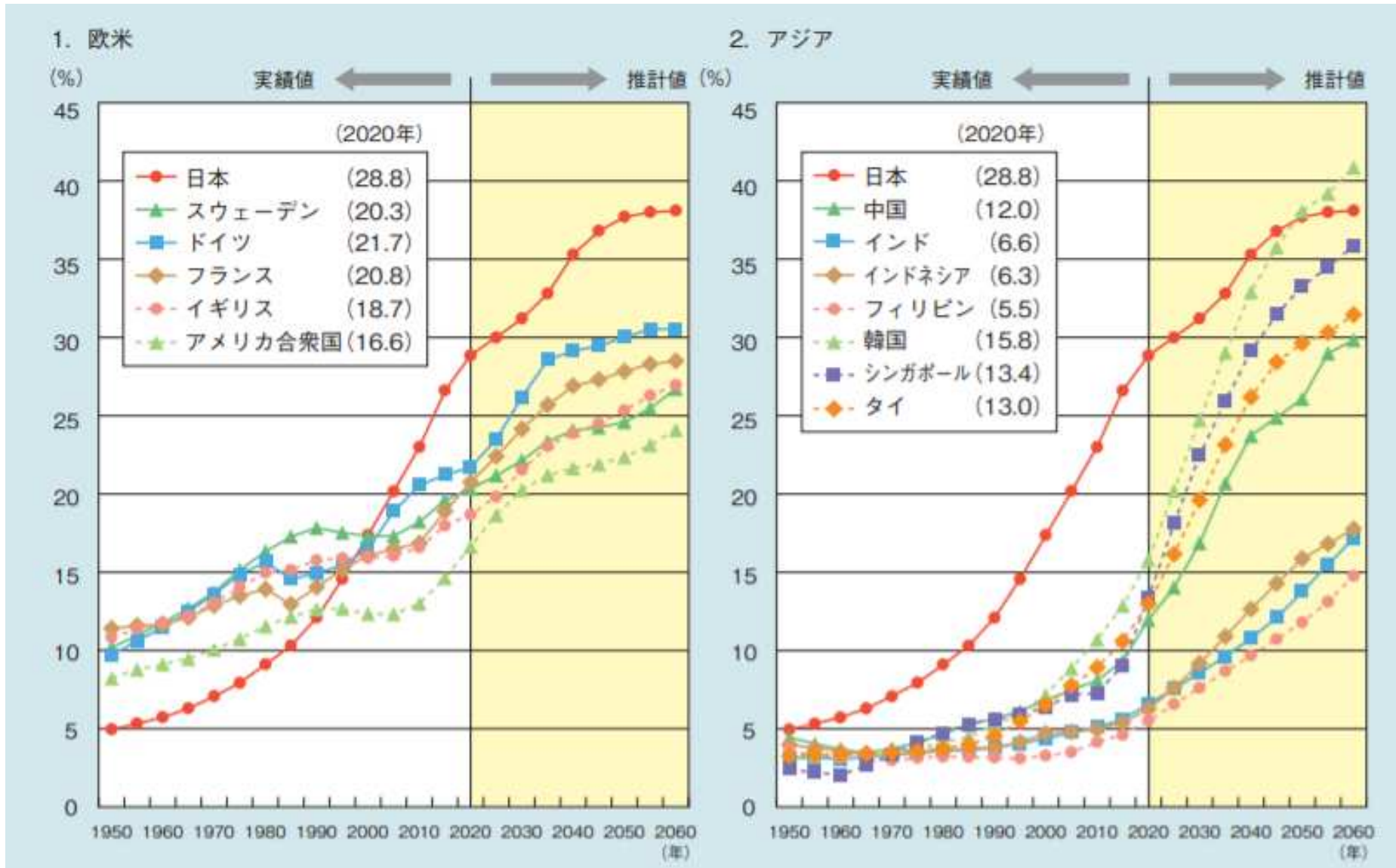
資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

＜出所：『高齢社会白書（令和4年版）』第1章第1節図1-1-4＞

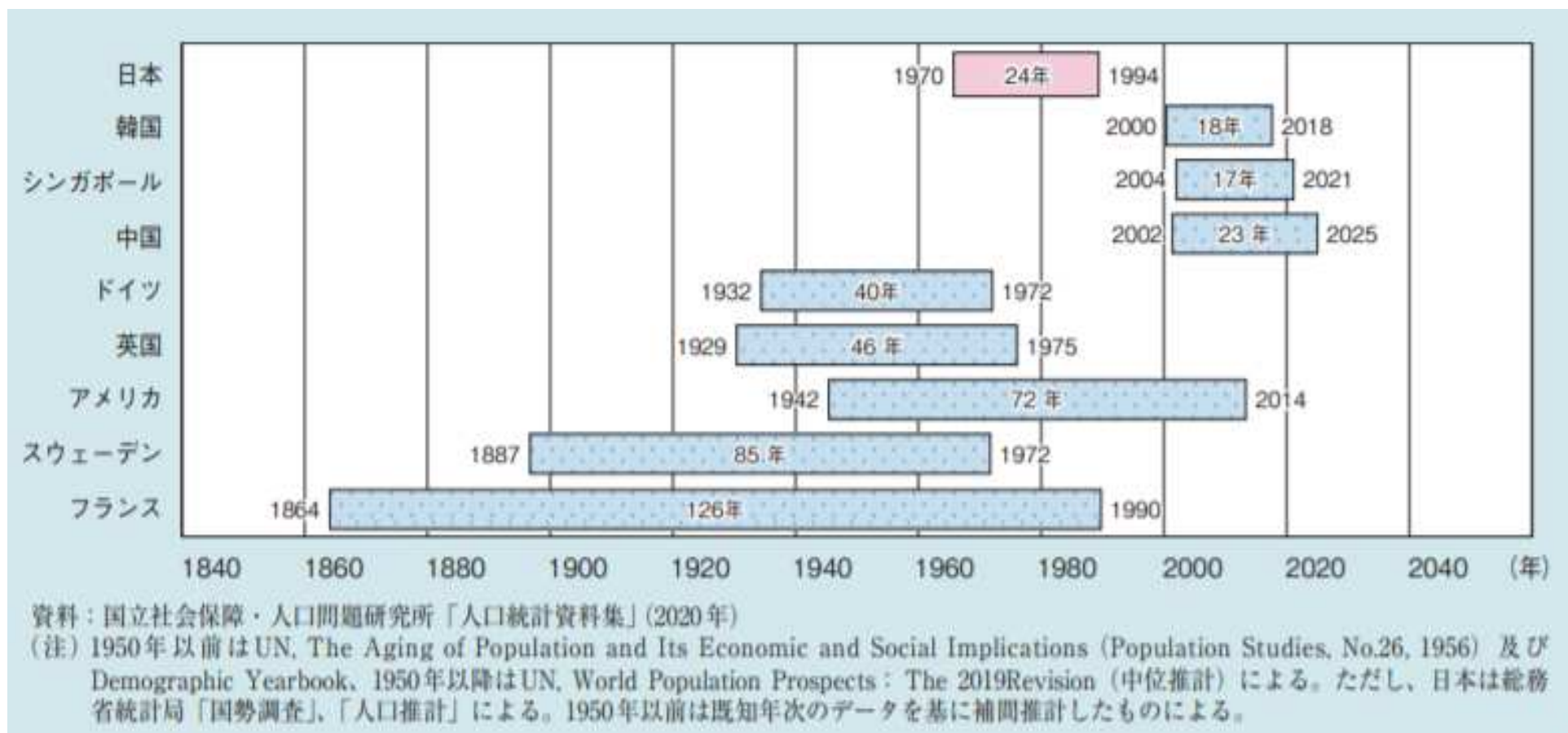
＜世界の高齢化率の推移＞

（今後半世紀で世界の高齢化は急速に進展、我が国は世界で最も高い高齢化率）



＜出所：『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節図1-1-6＞

<主要国における高齢化率が7%から14%へ要した期間>



人口に占める高齢者(65歳以上)の割合による区分

高齢化社会 = 7%を超えている状態

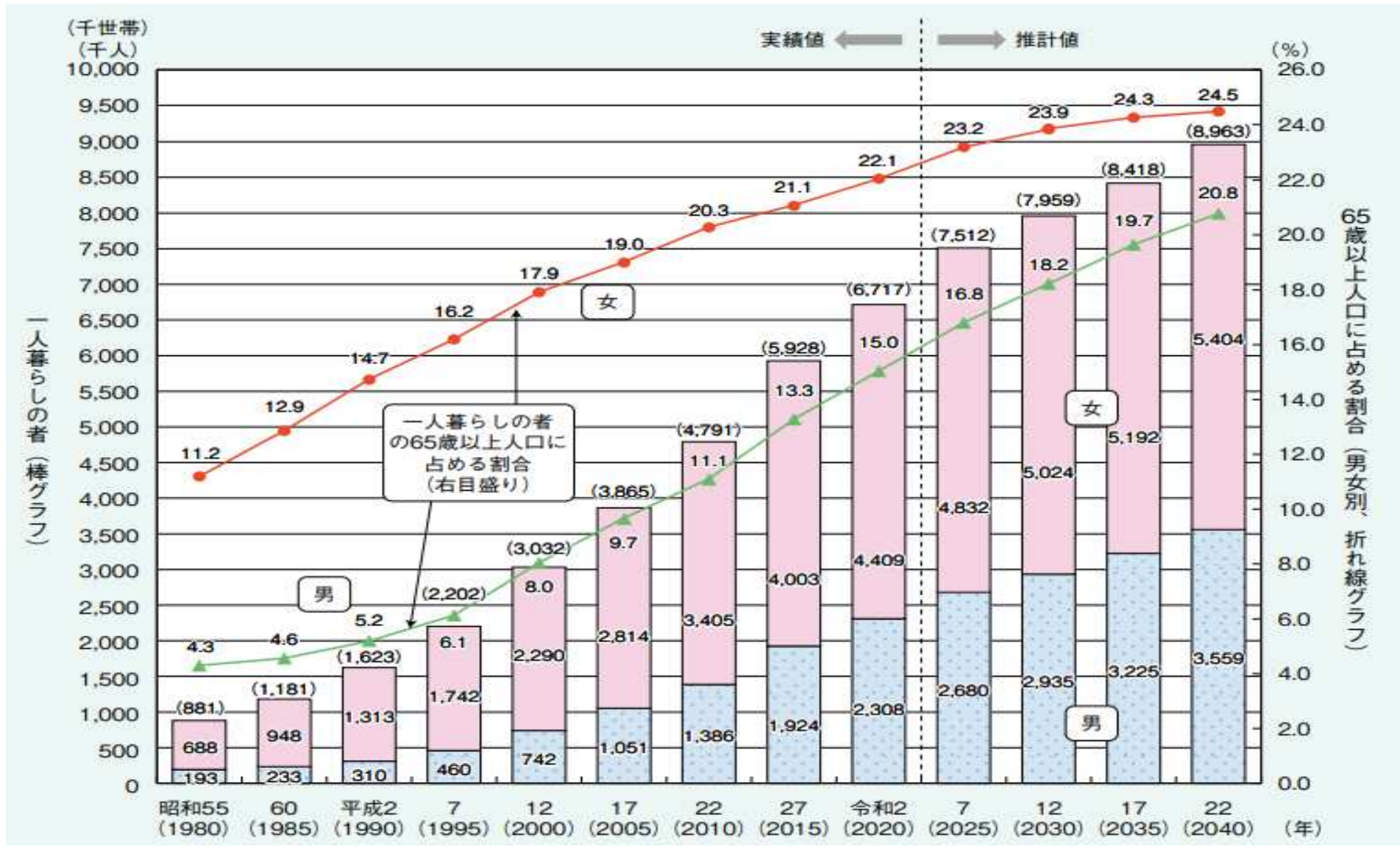
高齢社会 = 14%を超えている状態

超高齢社会 = 21%を超えている状態

<出所：『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節図1-1-7>

<65歳以上の一人暮らしの者の動向>

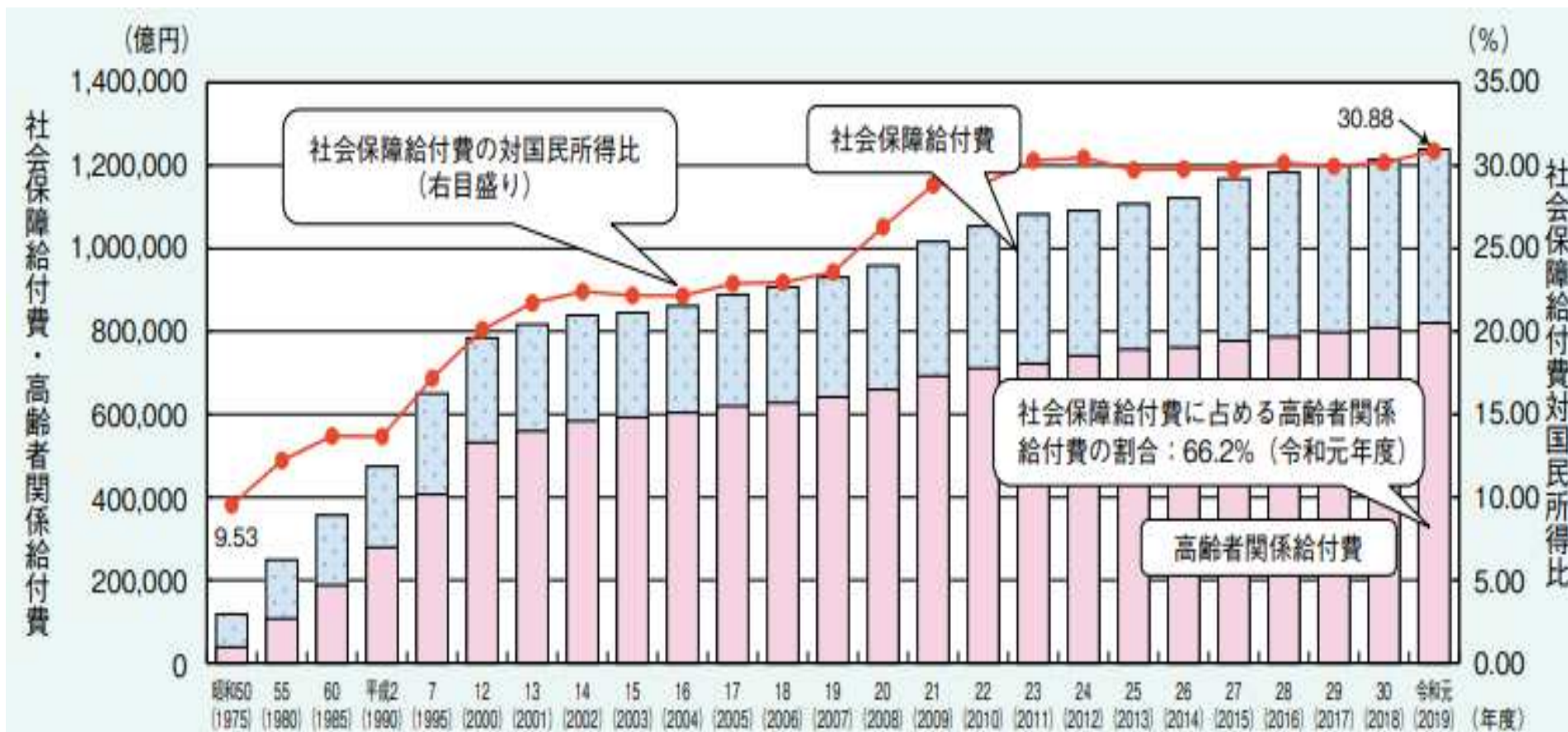
(65歳以上の者:いる世帯は全世帯の約半分、一人暮らしの者が増加傾向)



<出所:『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節図1-1-9>

＜高齢化の社会保障給付費に対する影響＞

（過去最高となった社会保障給付費、高齢者関係給付費は引き続き増加）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」

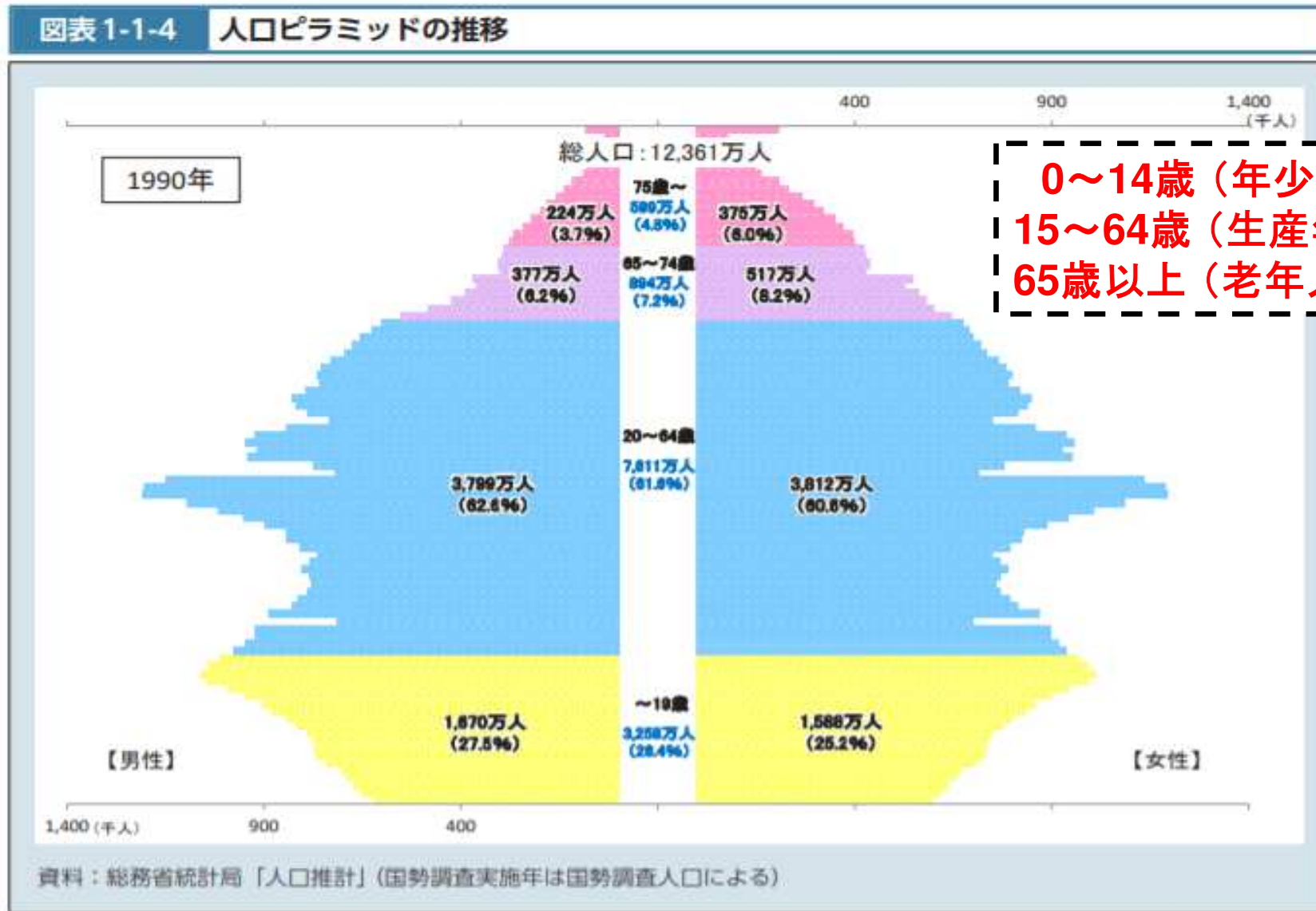
(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計

(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度から平成29年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの医療給付額、平成30年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額が含まれている。

＜出所：『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第1節図1-1-13＞

Ⅱ 人口ピラミッドの推移

<人口ピラミッド(1990年)>



0~14歳 (年少人口)
15~64歳 (生産年齢人口)
65歳以上 (老年人口)

<出所:『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第1節>

<人口ピラミッド(2019年)>



<出所:『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第1節>

<人口ピラミッド(2040年推計)>

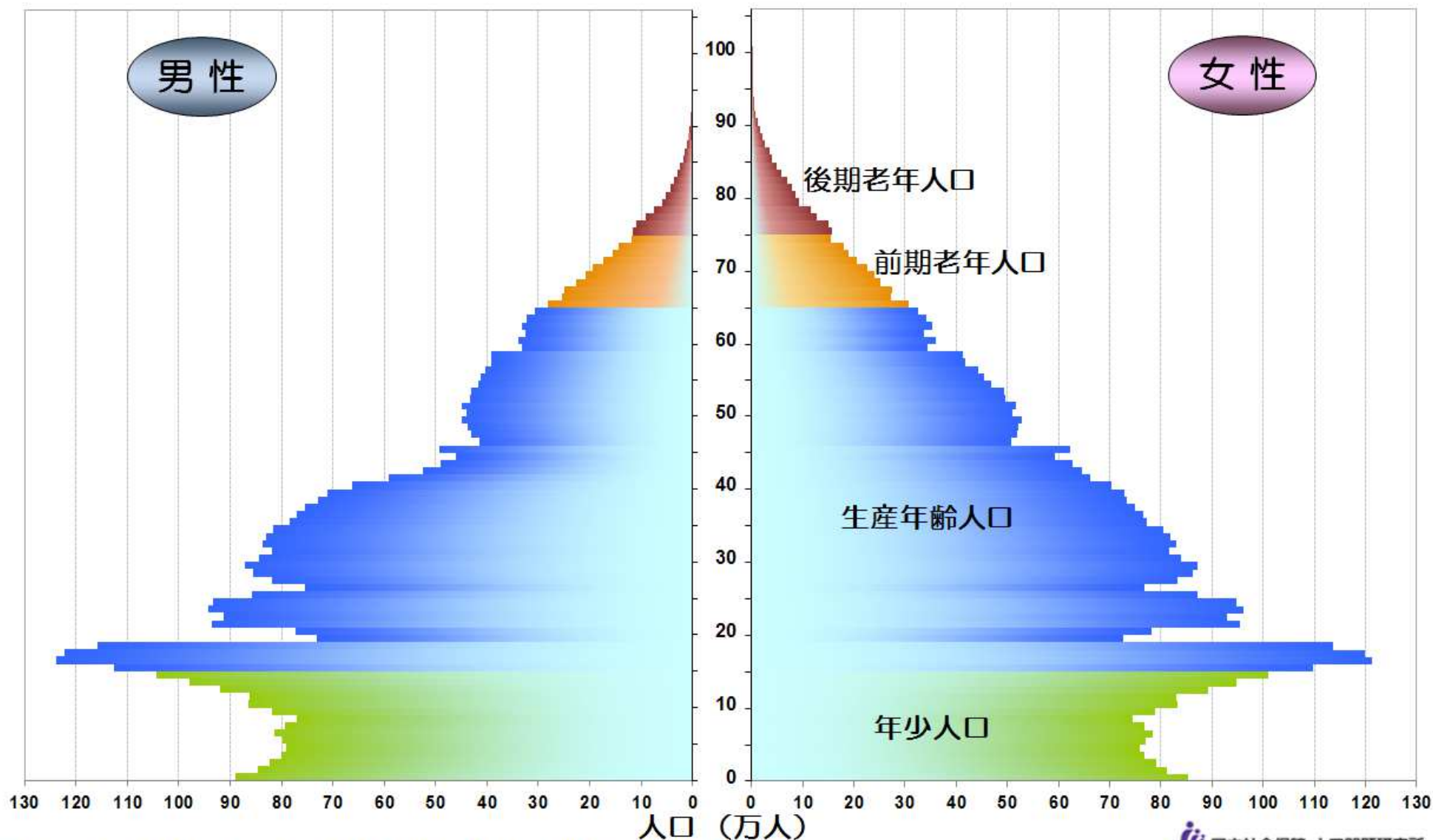


(2040年の人口ピラミッドは、
高齢期に膨らみをもった縦に
細長い形へ変化している)

<出所:『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第1節>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1965



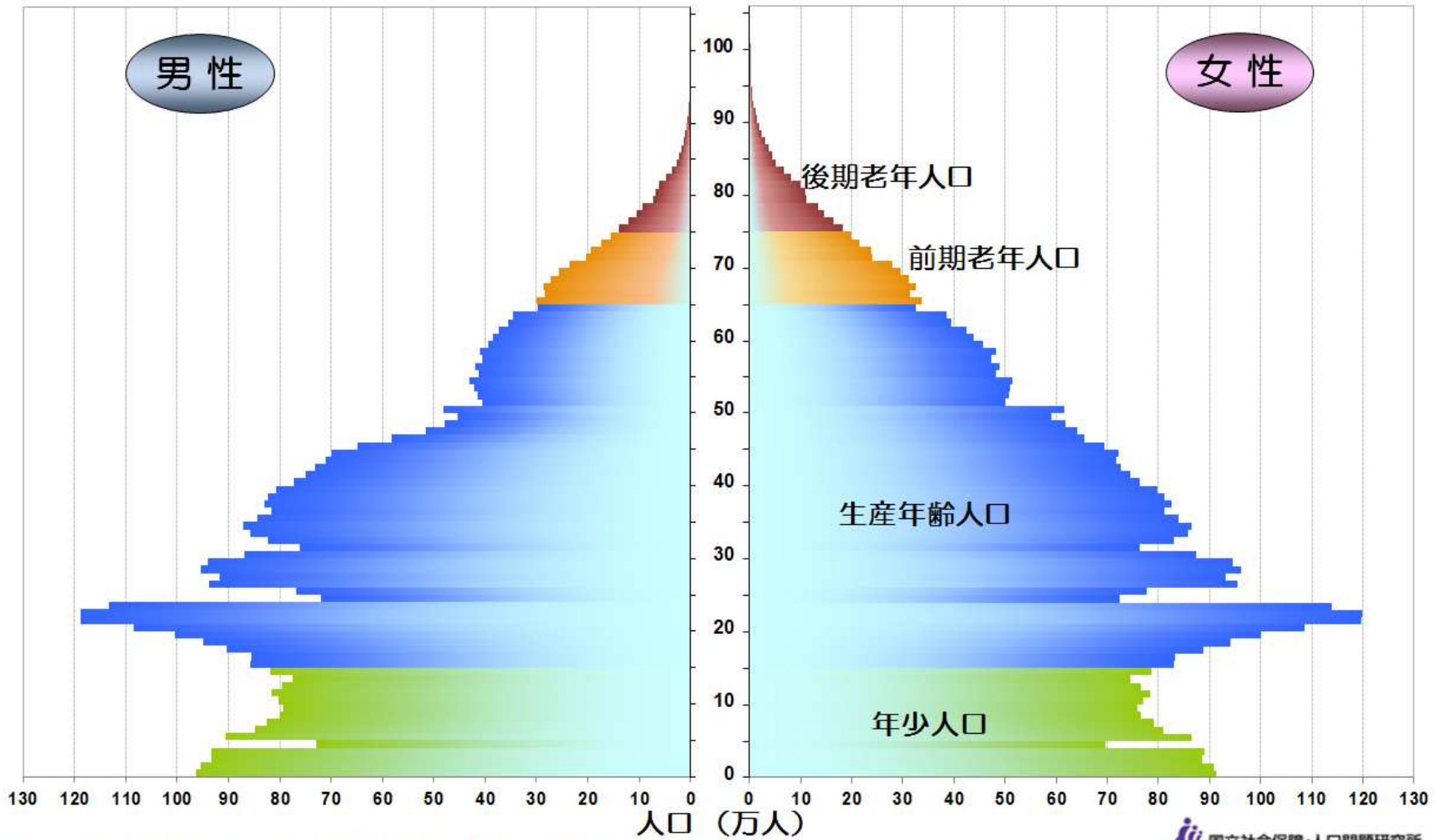
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1970



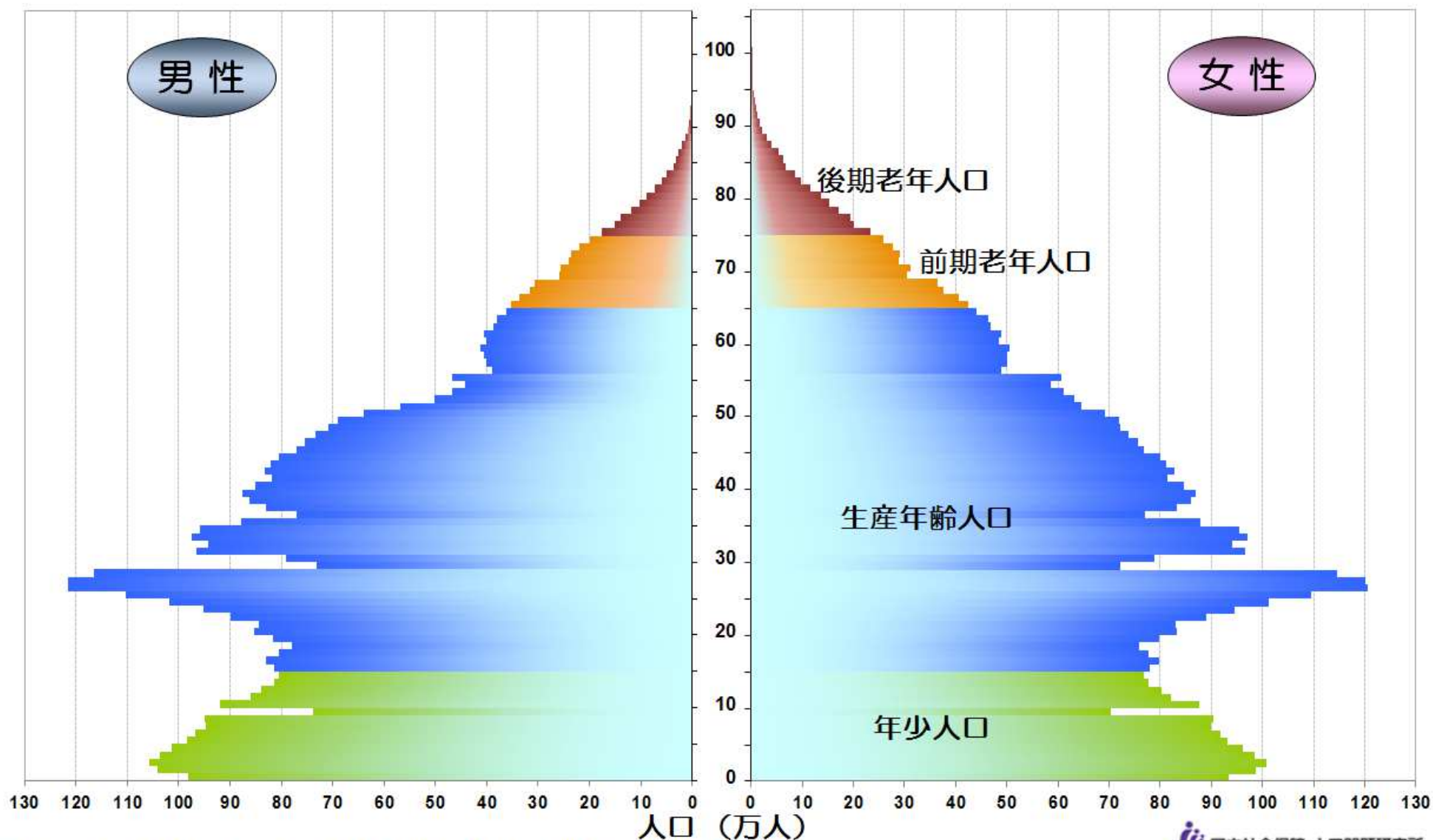
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1975



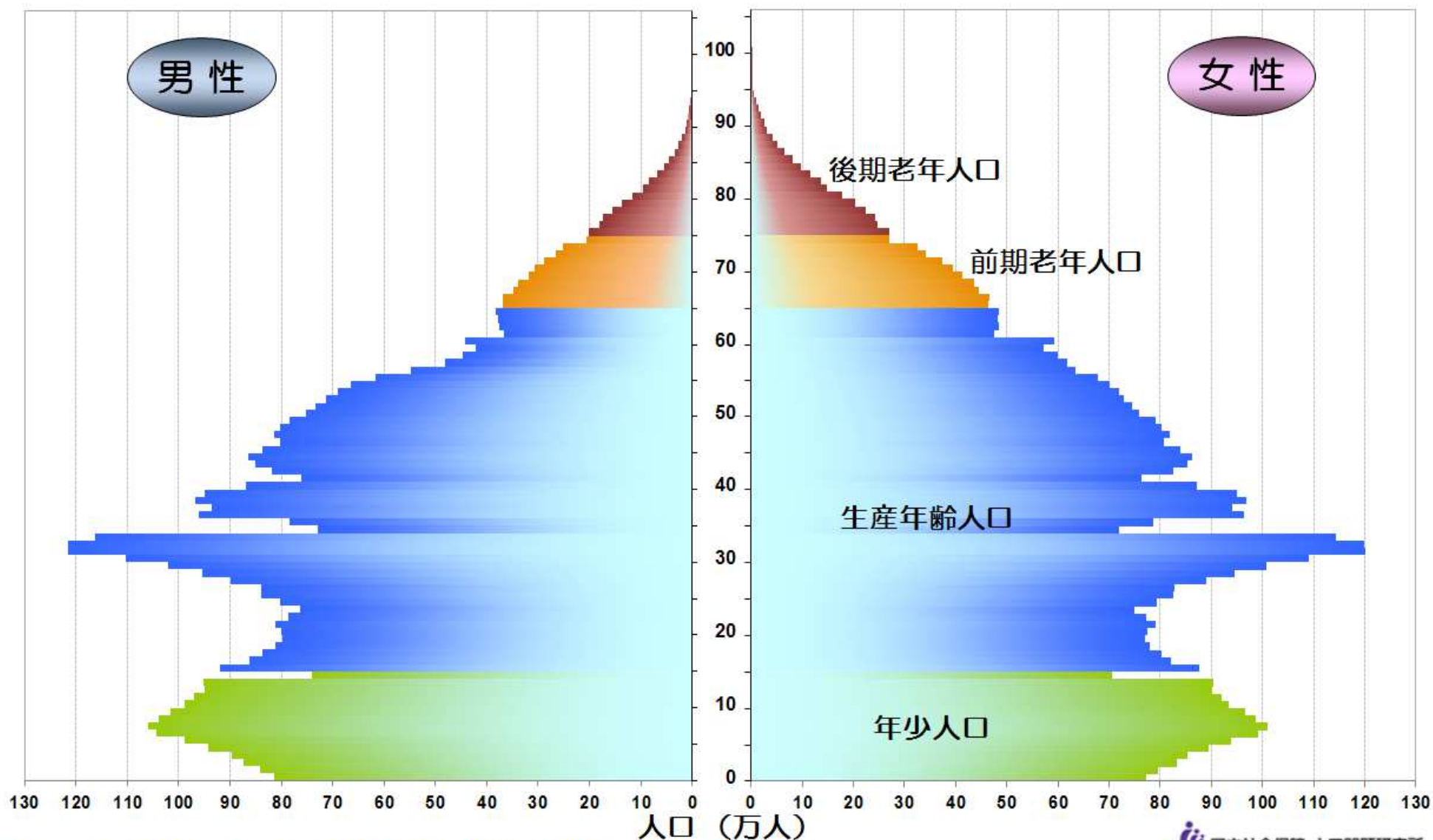
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1980



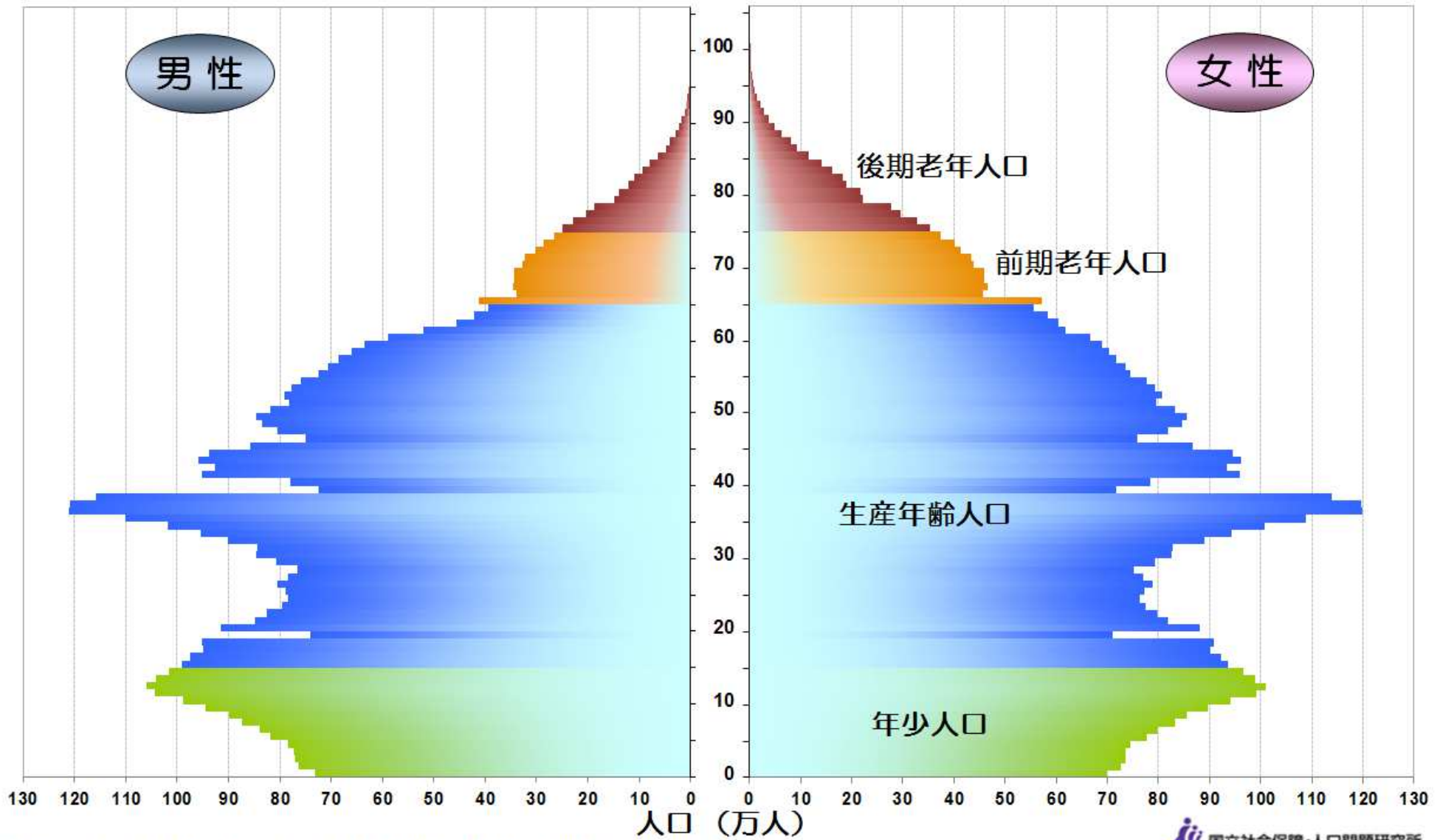
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1985



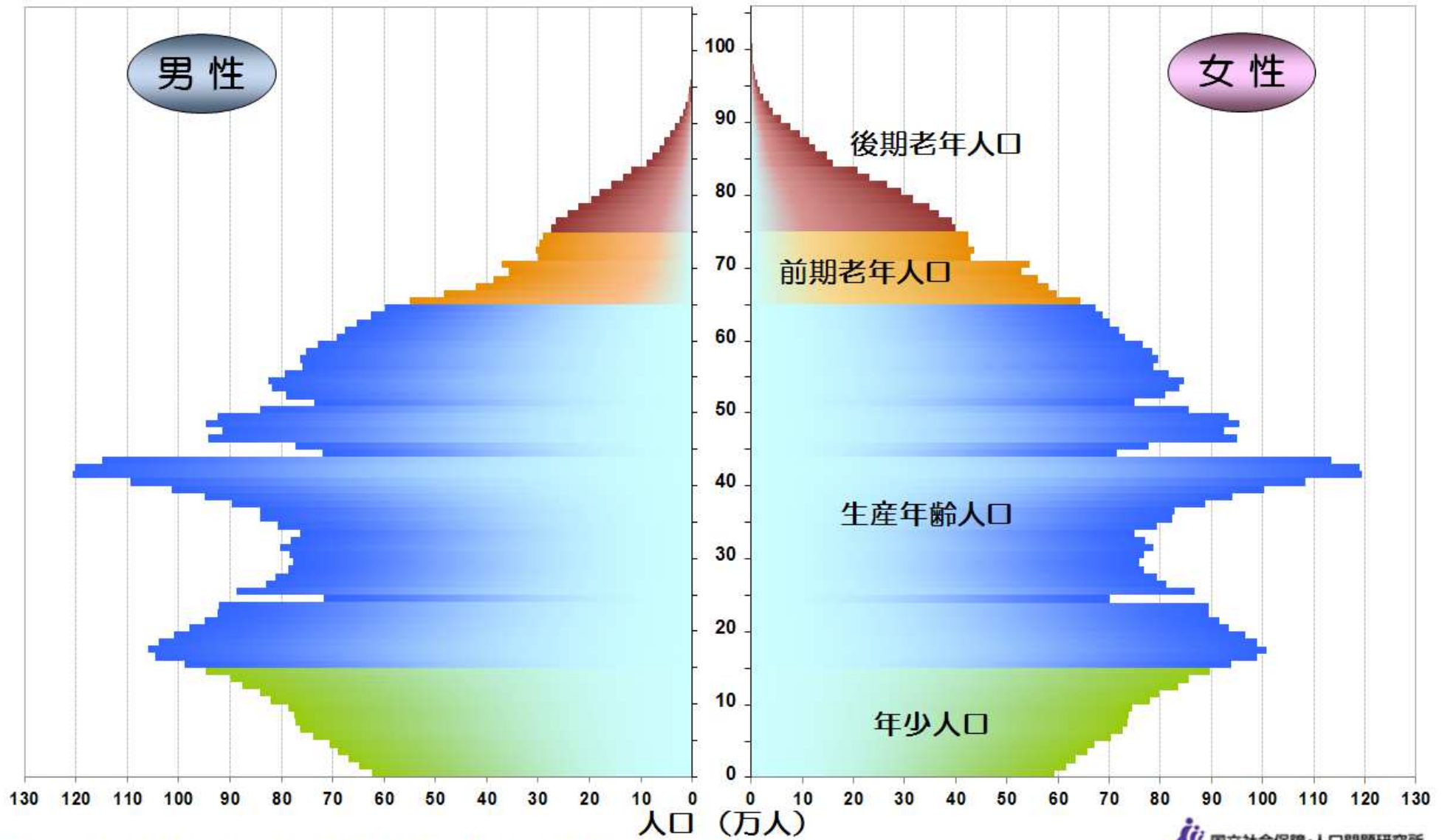
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1990



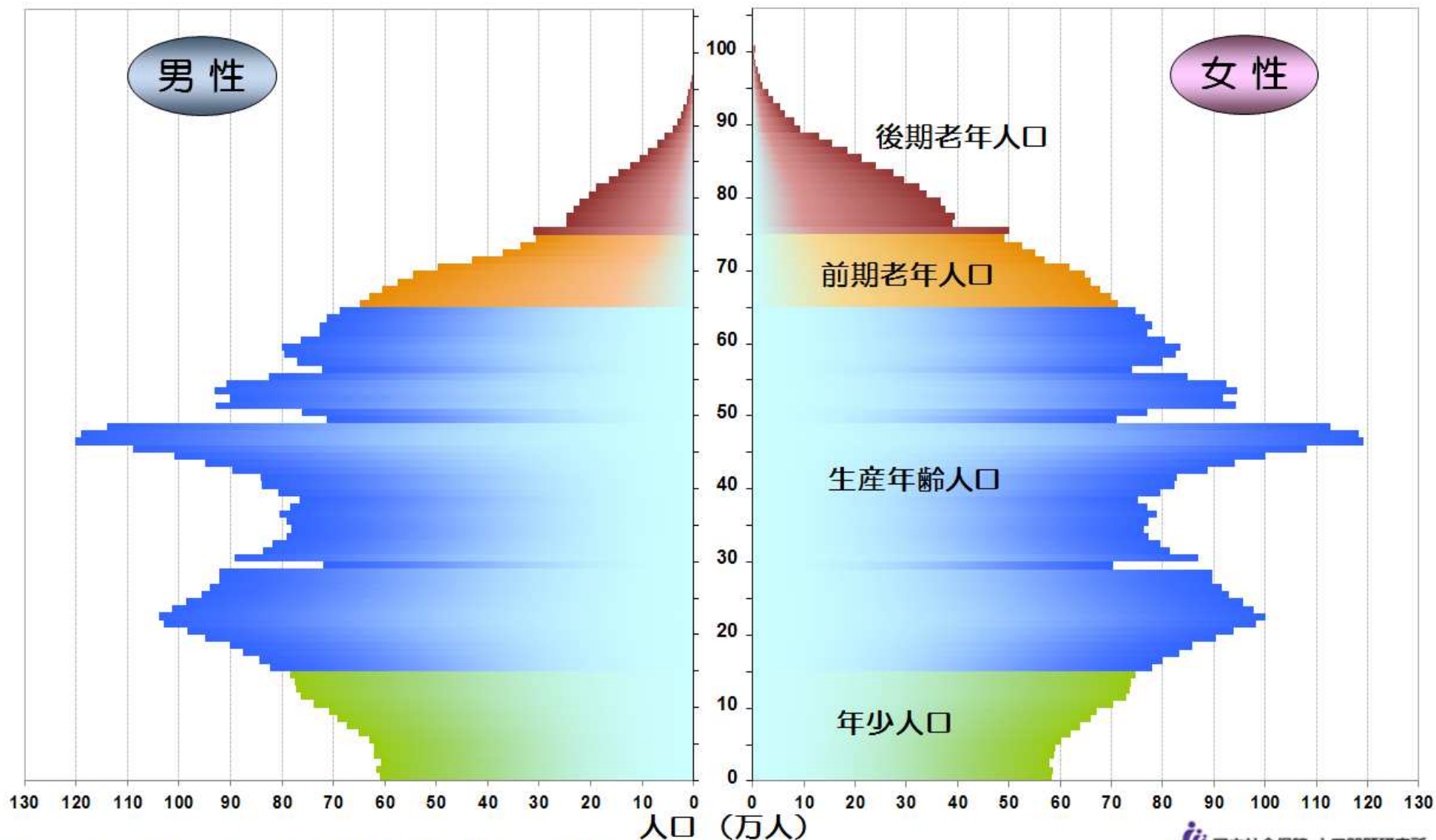
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

1995



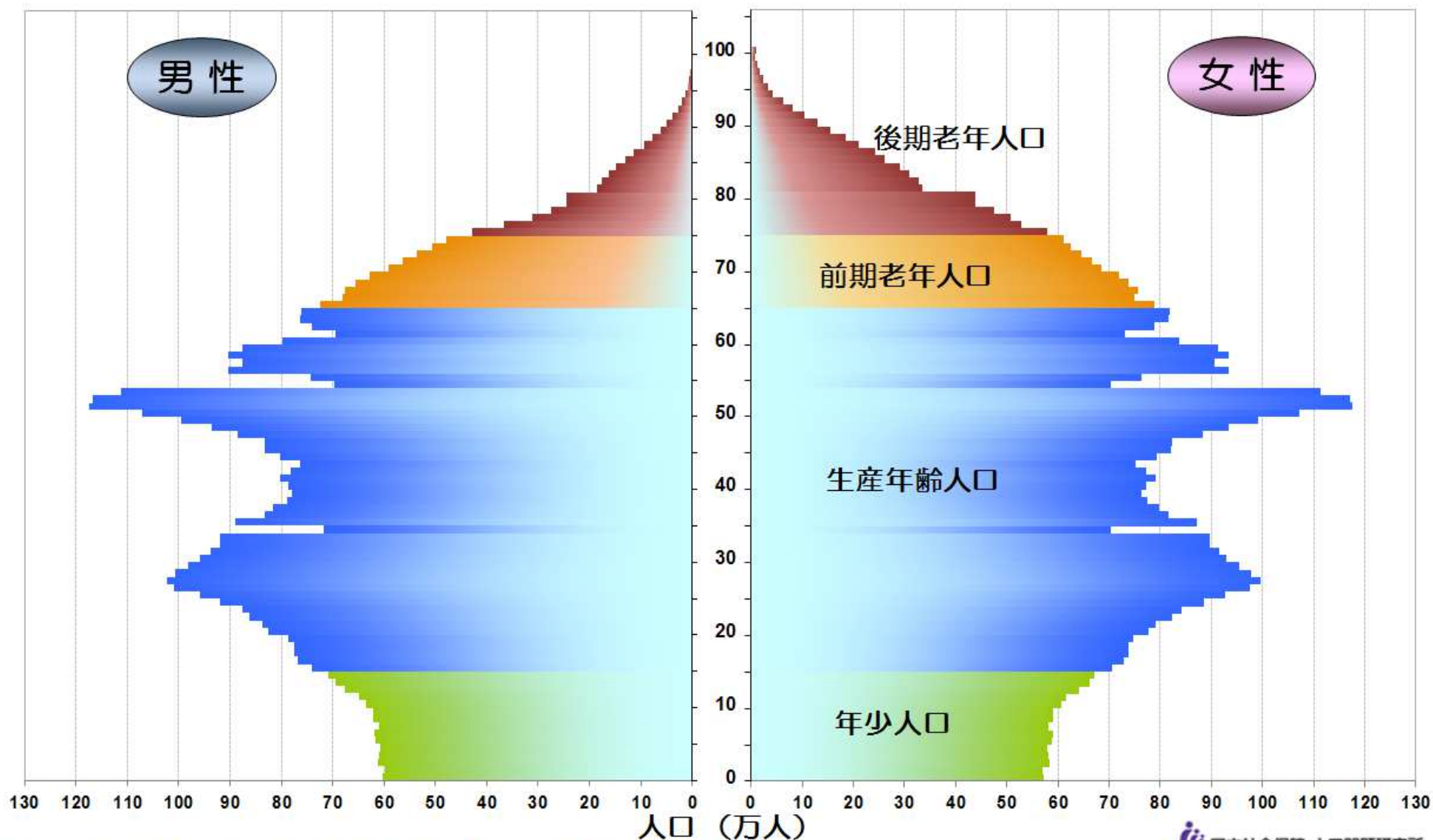
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2000



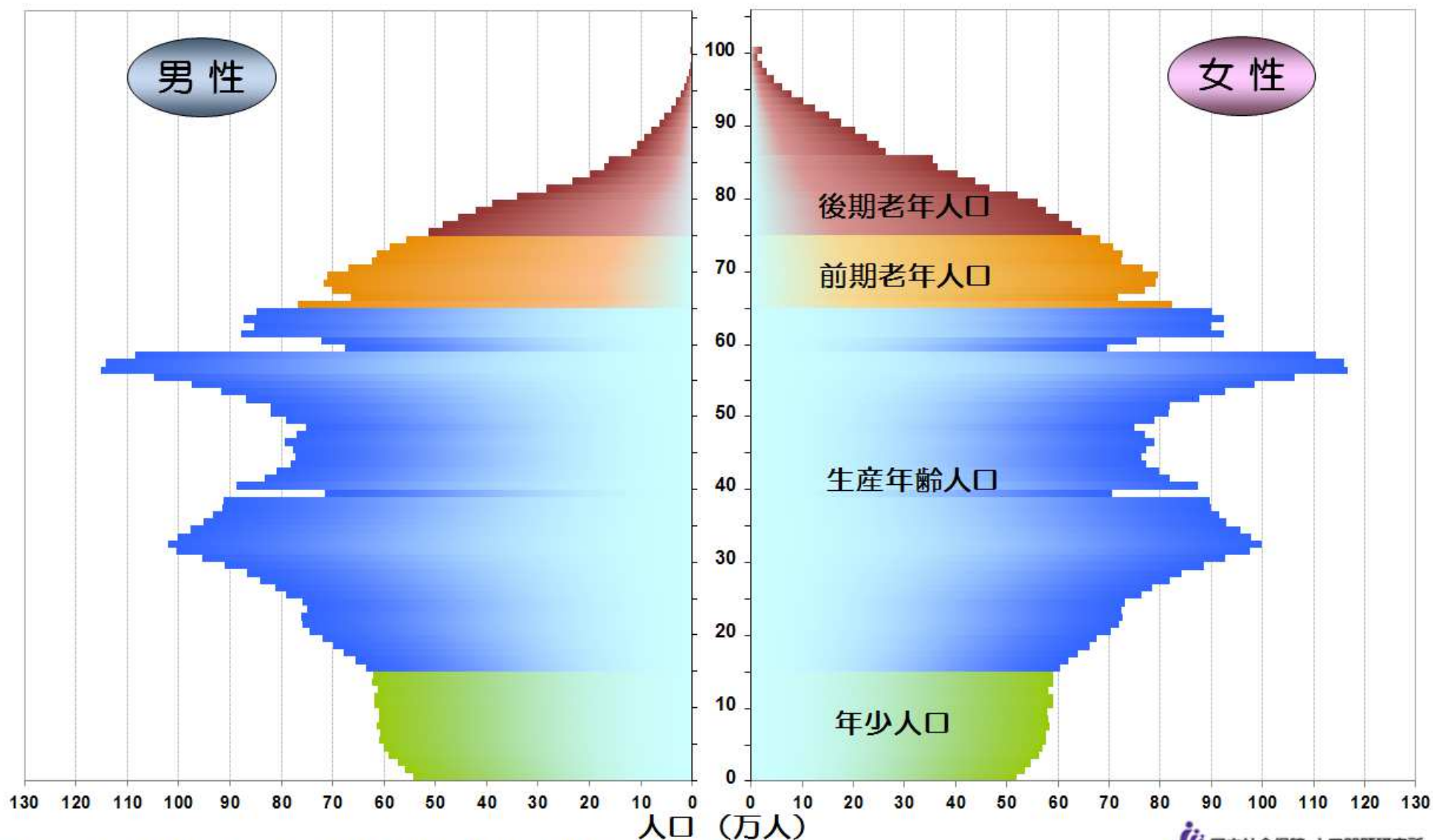
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2005



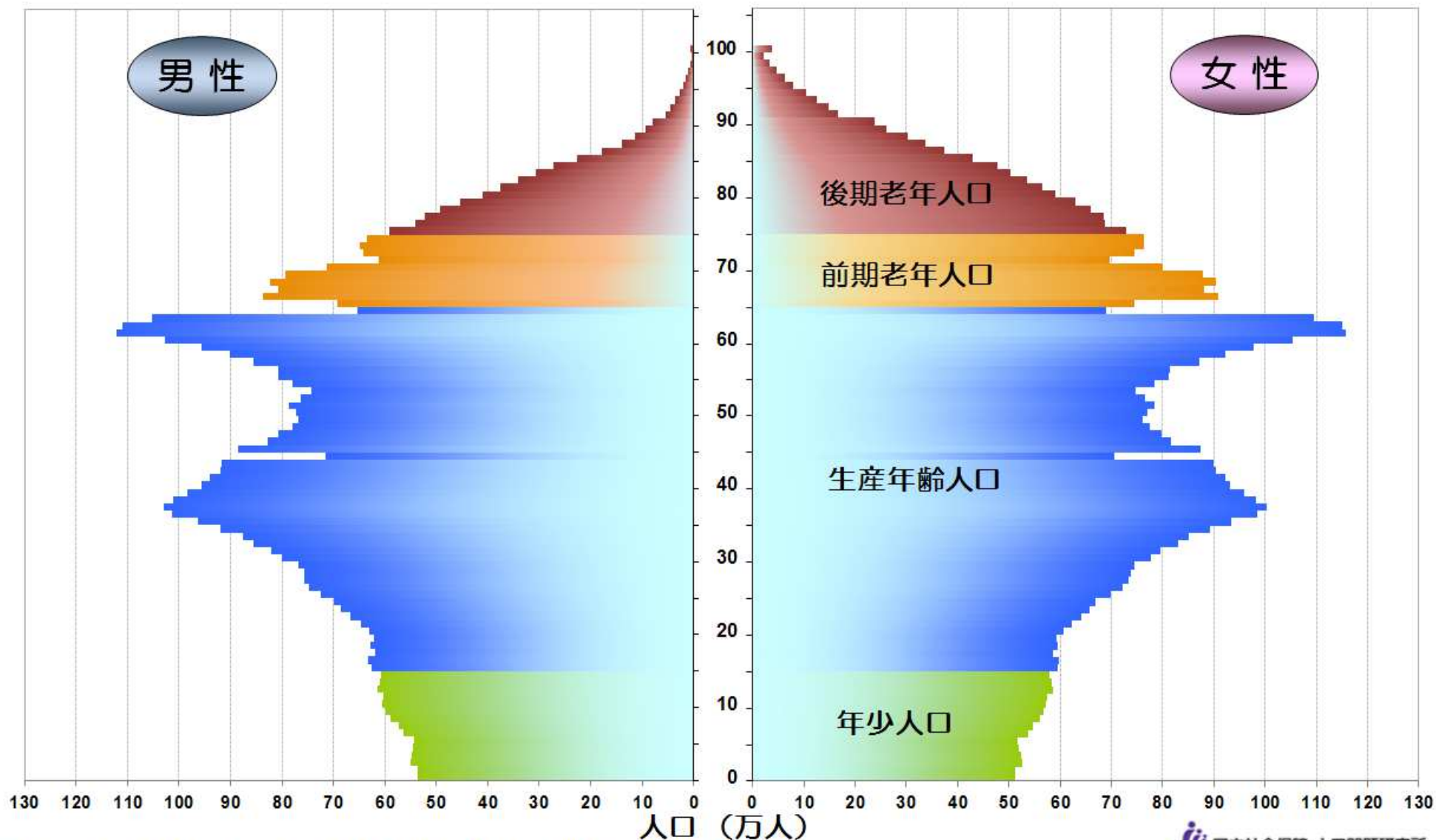
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2010



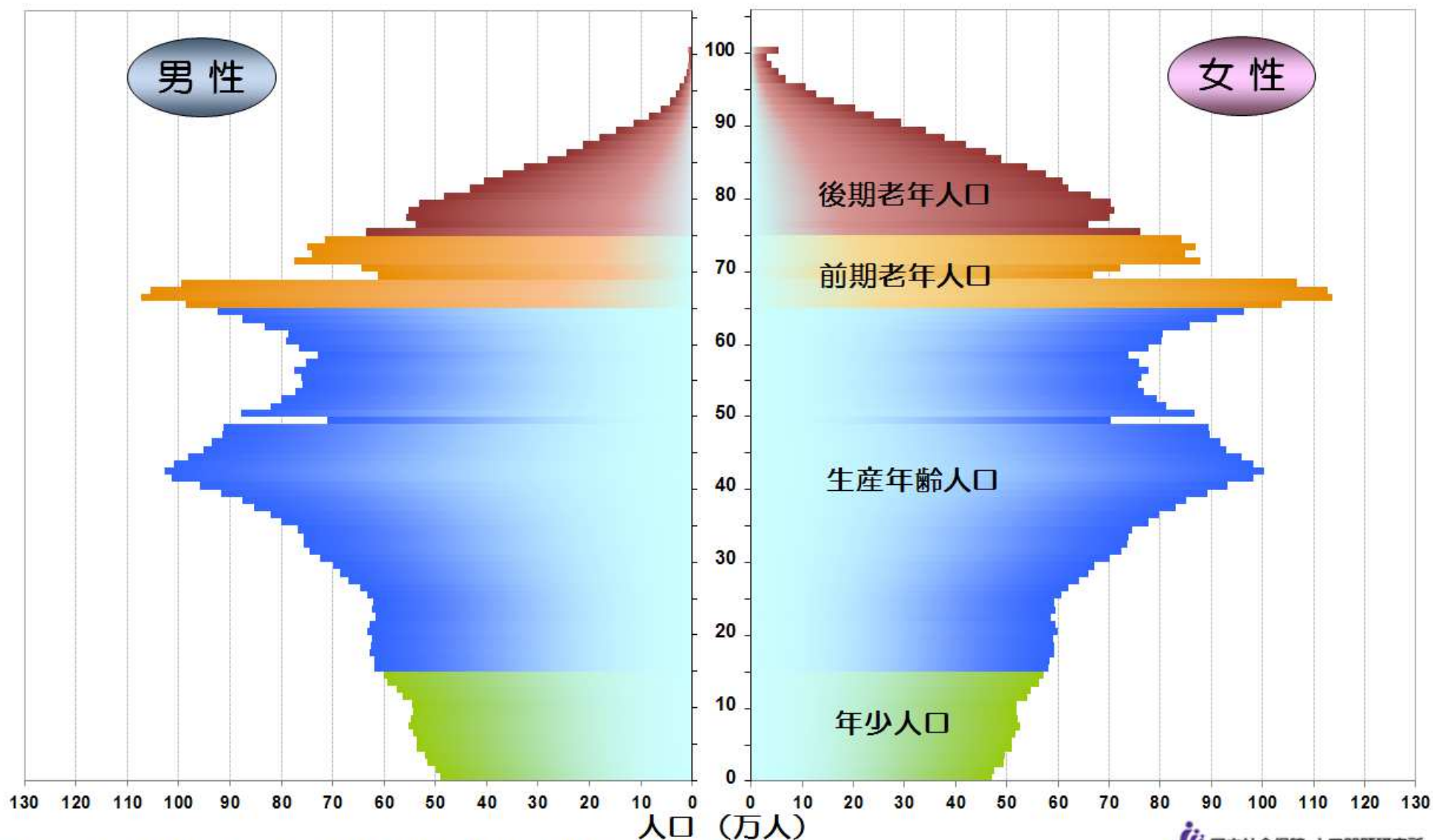
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2015



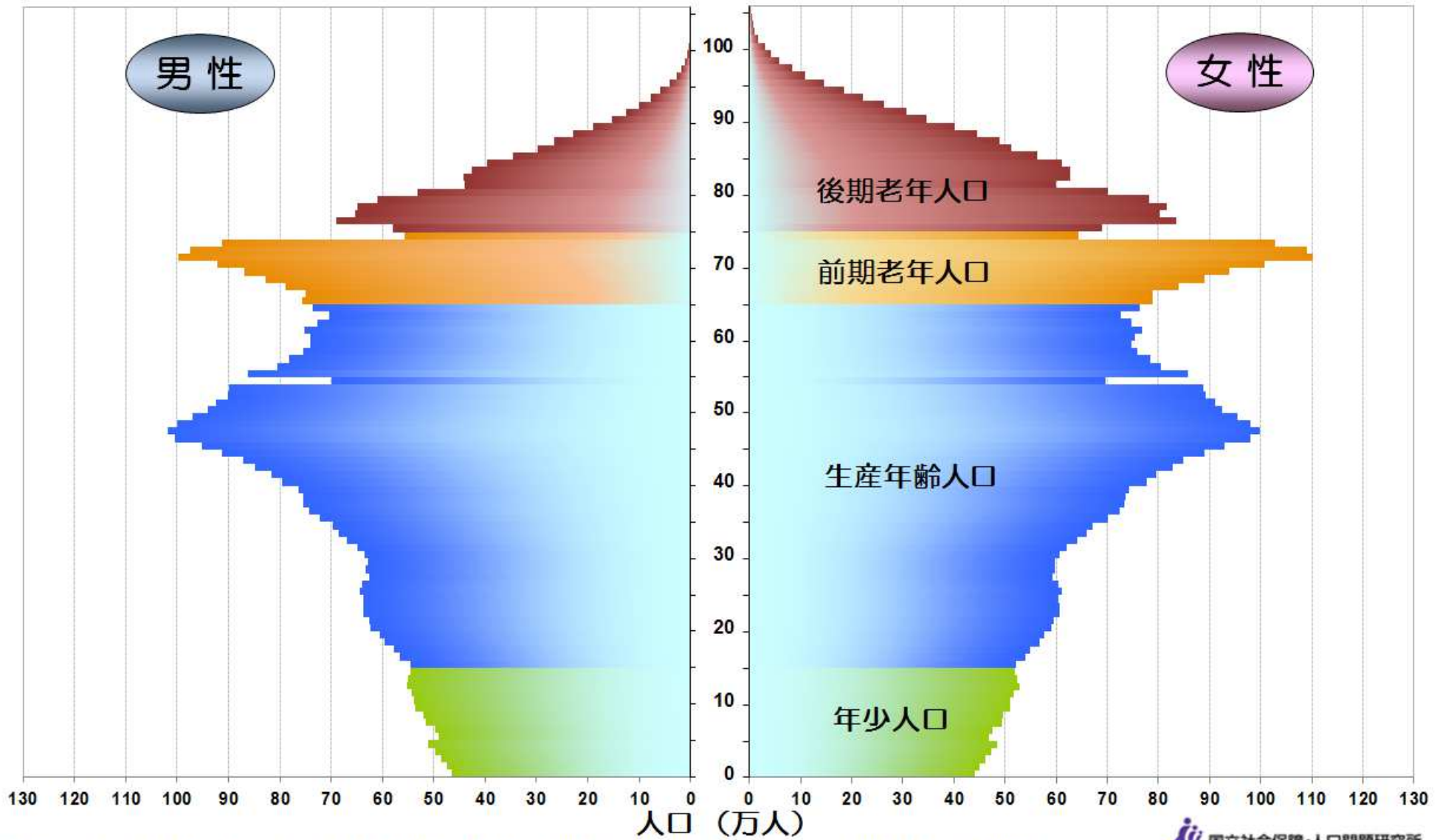
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2020



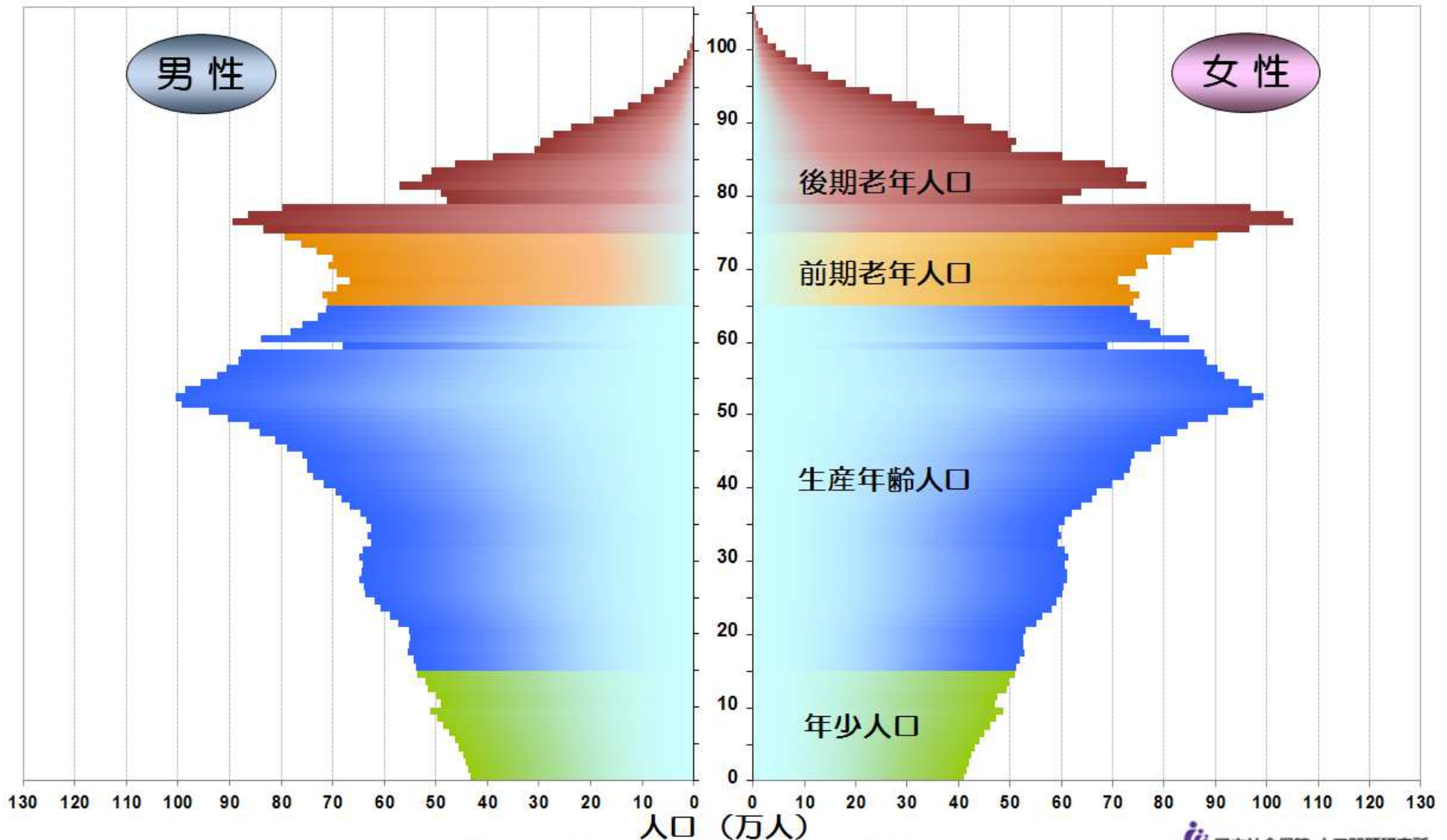
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2025



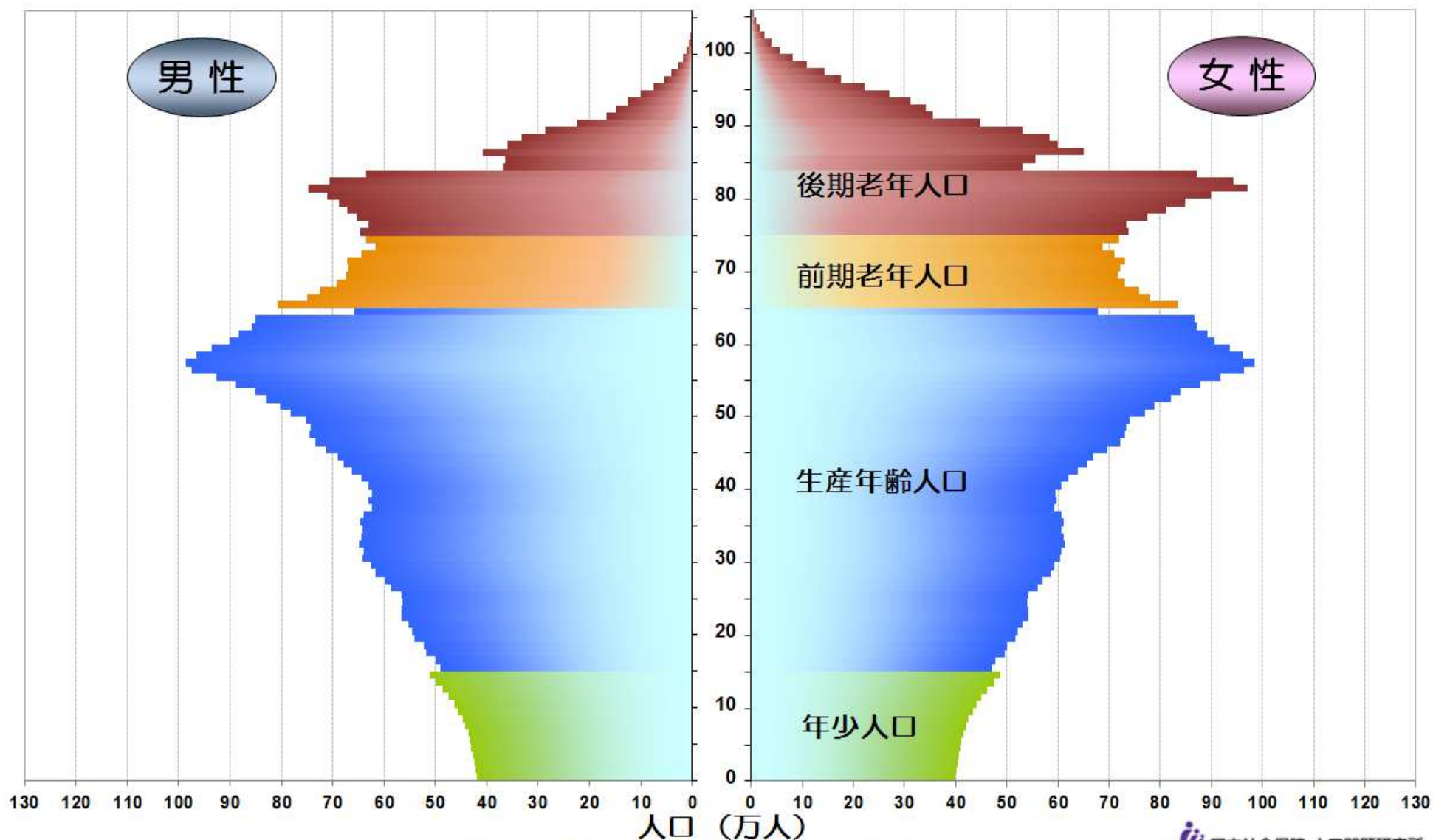
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2030



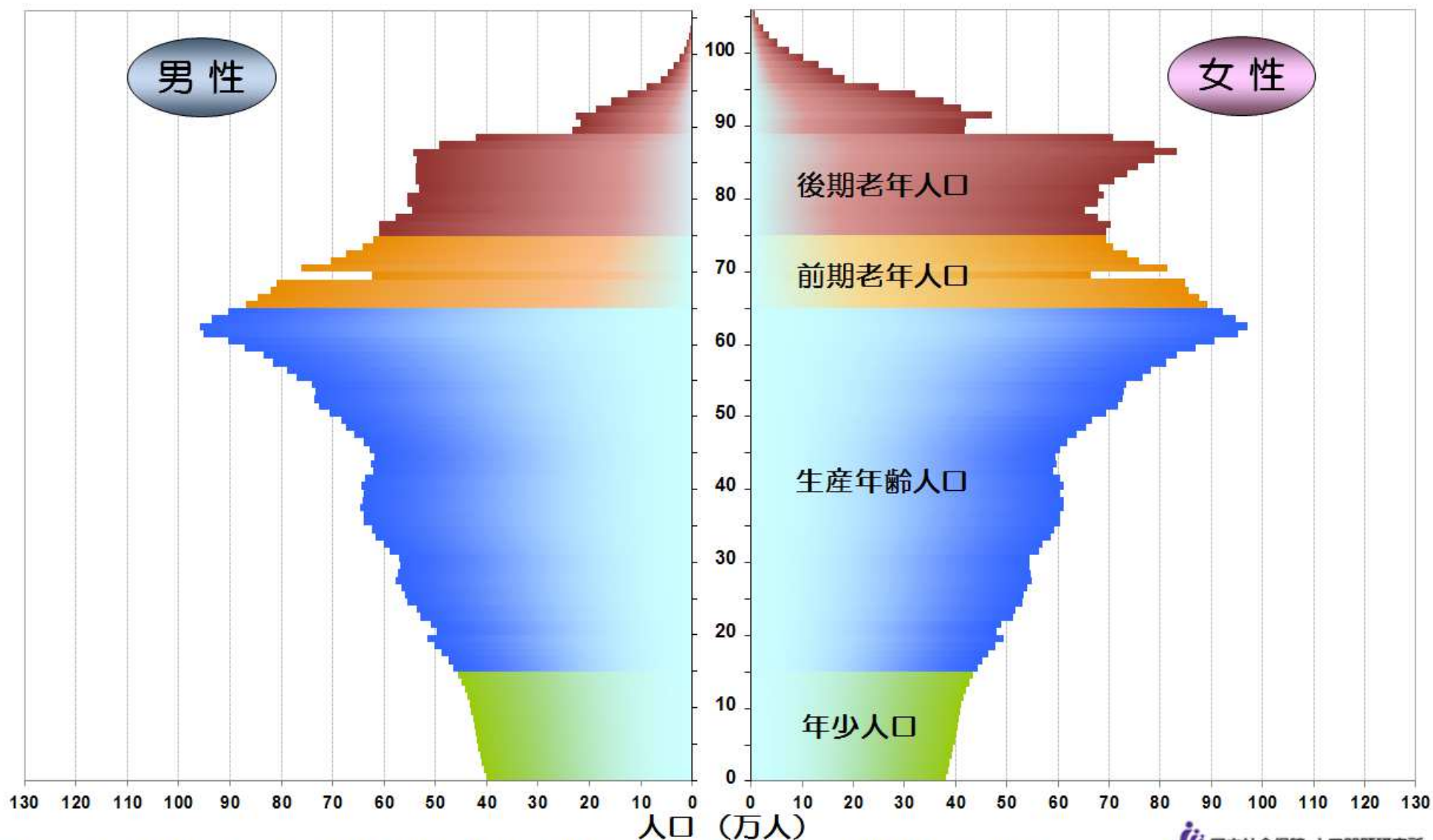
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2035



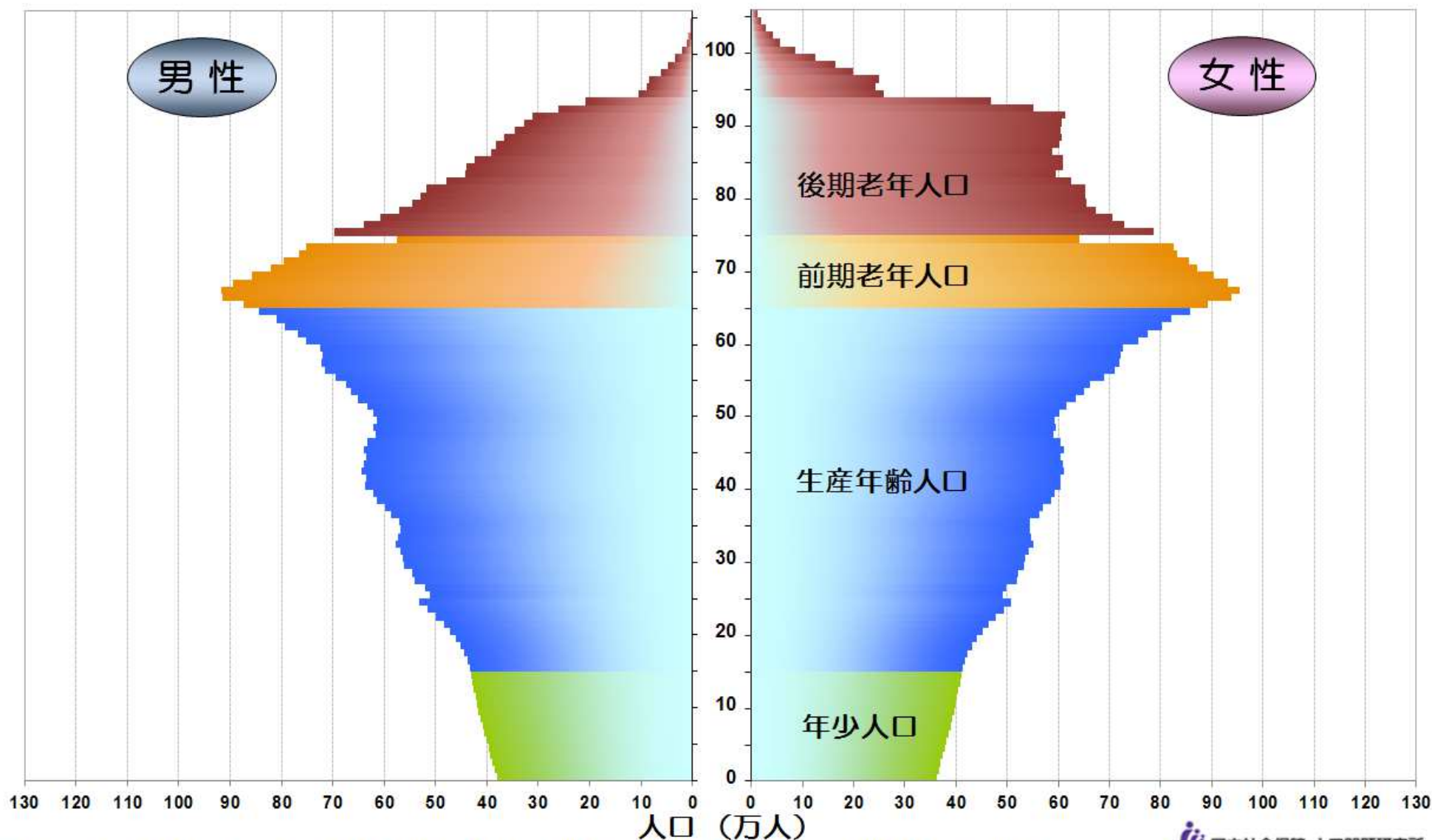
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2040



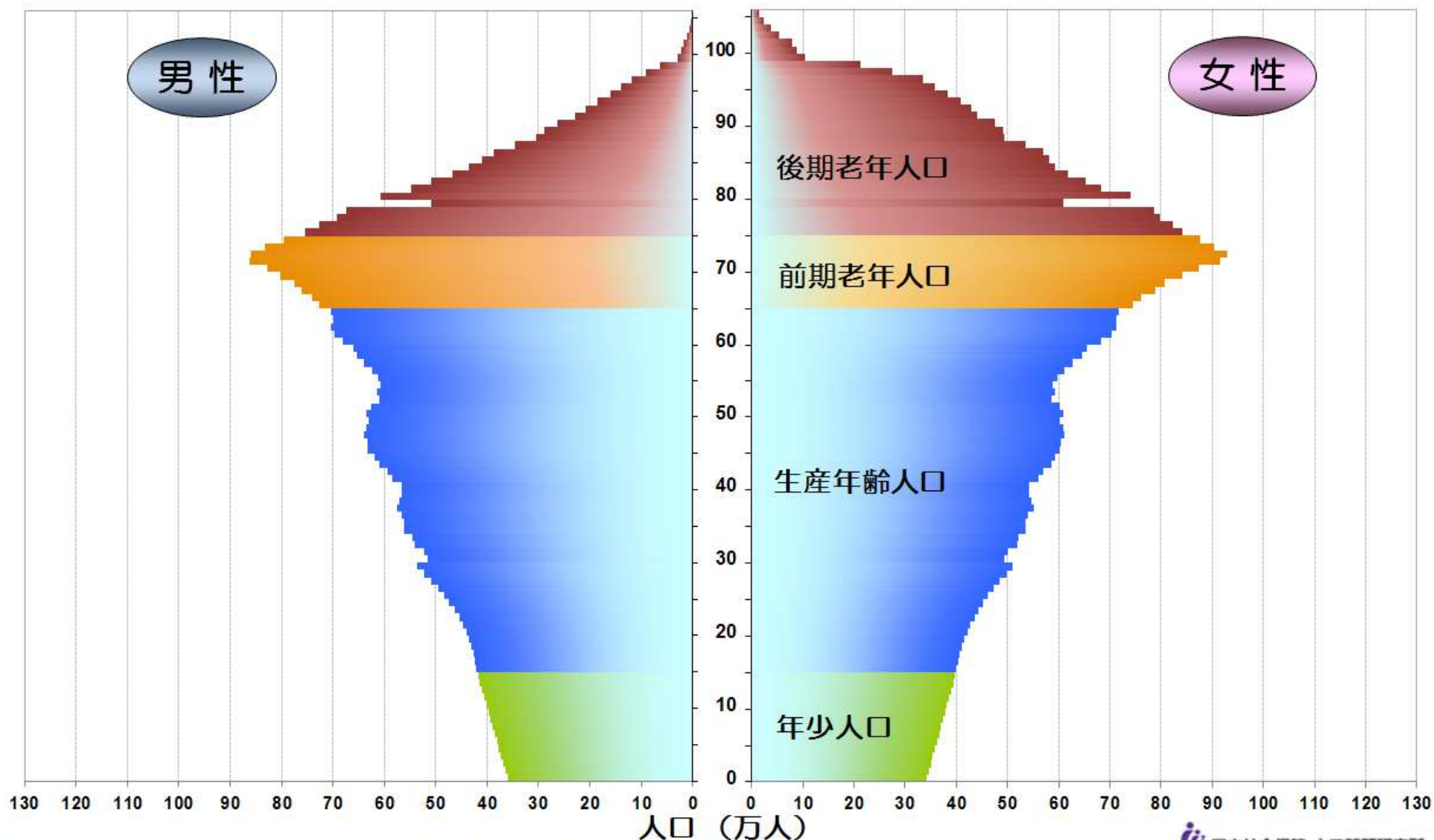
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2045



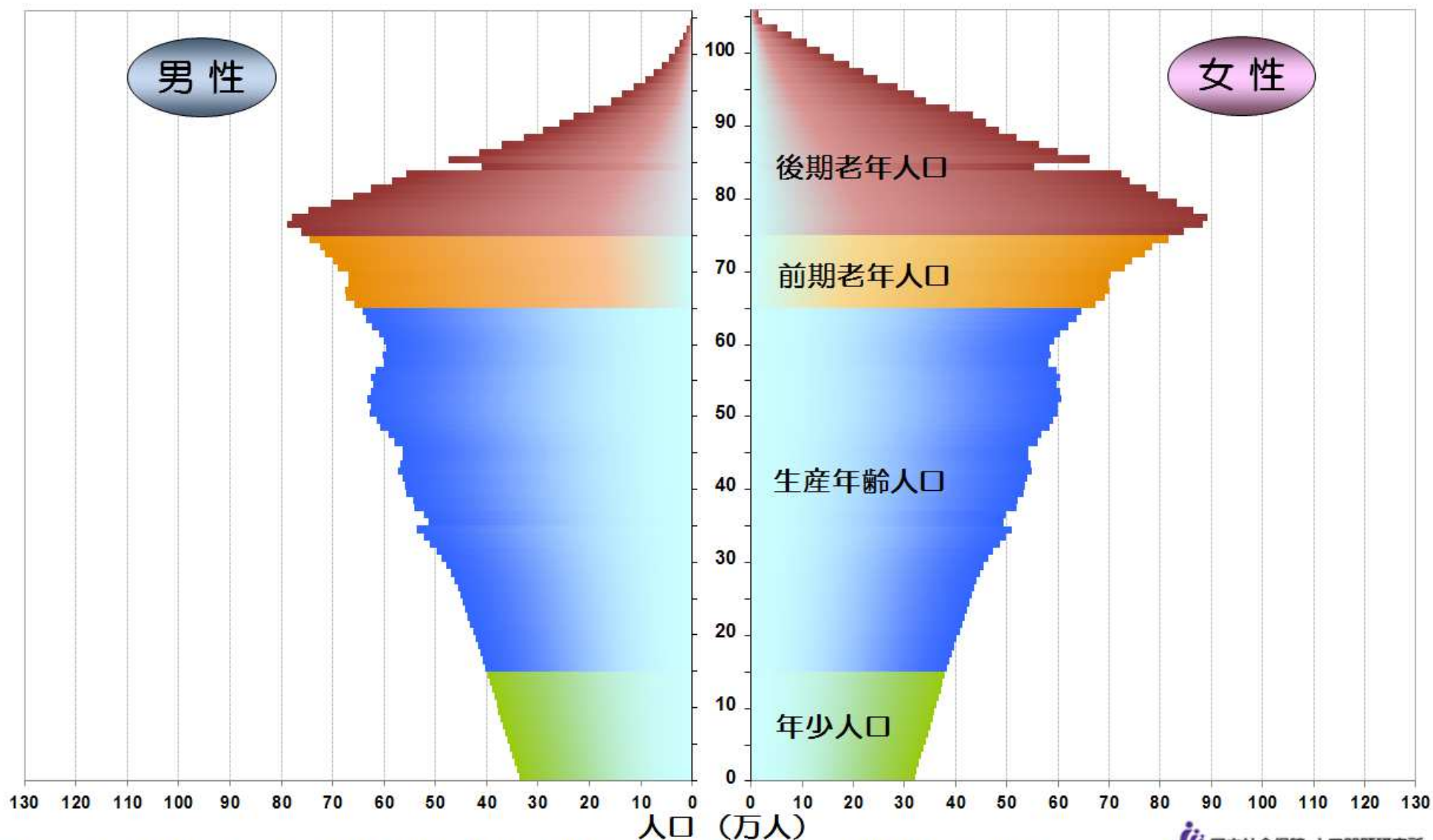
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2050



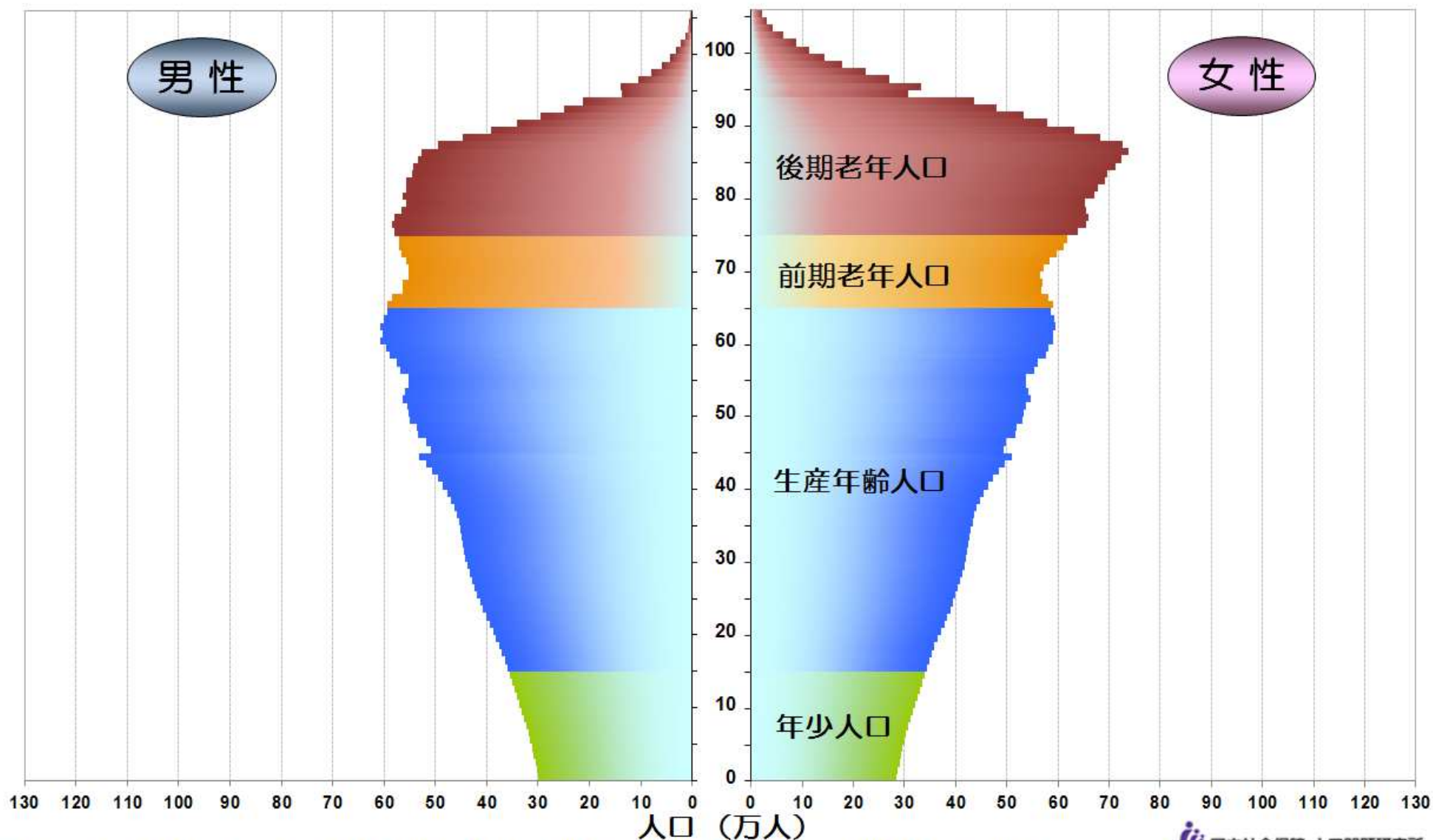
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2060



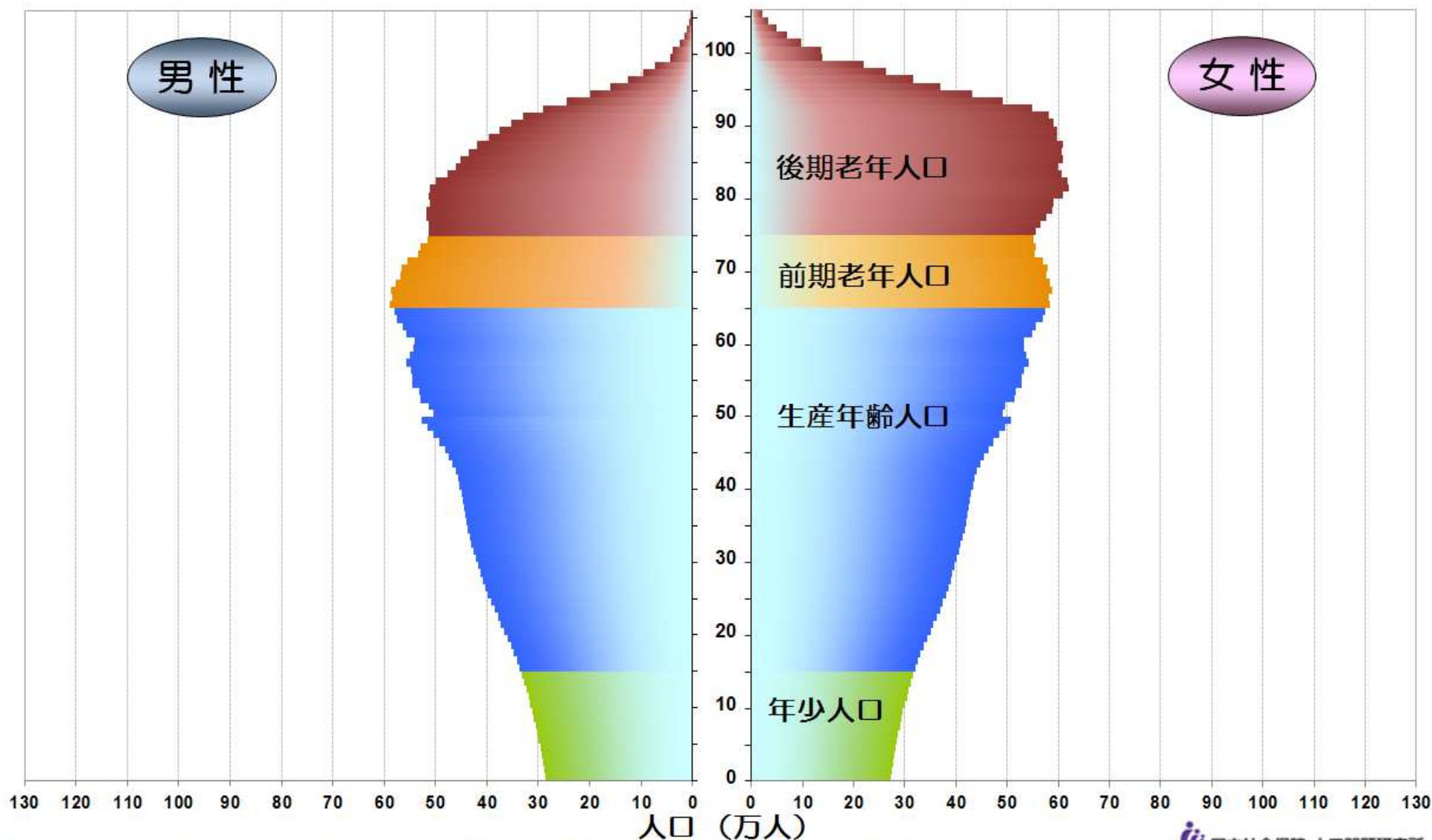
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

<人口ピラミッドの推移 1965年⇒2065年>

2065

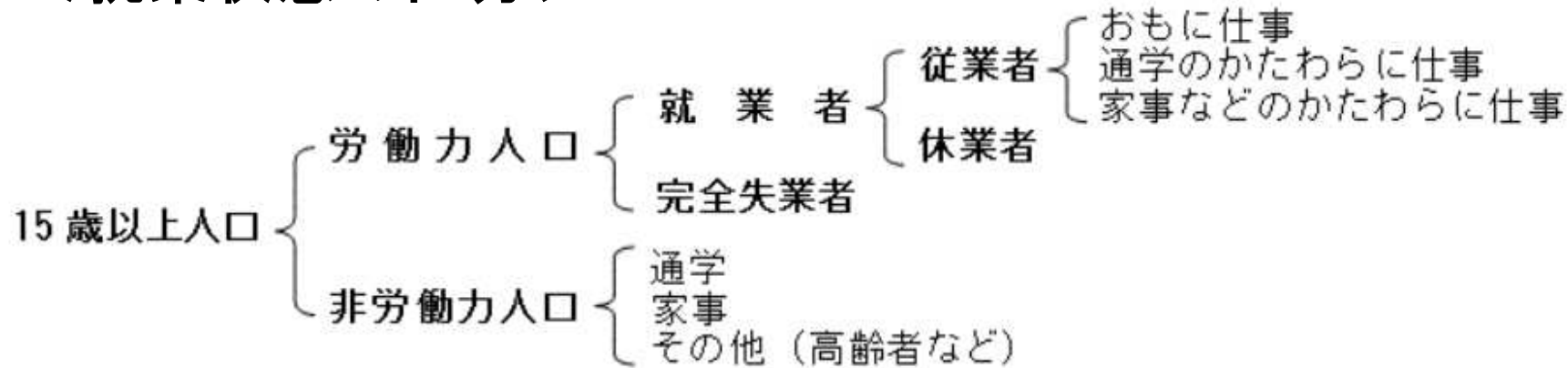


資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

<出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口ピラミッドの画像」>

＜就業状態の区分＞



労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。
なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者

完全失業者：次の3つの条件を満たす者

1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。
2. 仕事があればすぐ就くことができる。
3. 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）。

＜出所：『労働力調査』用語の解説＞

＜労働力人口と就業者数＞

(労働力人口は▲8万人(比率は▲0.1ポイント)、就業者は▲9万人
(就業率は+0.1ポイント、雇用者は増減なし)

(万人)

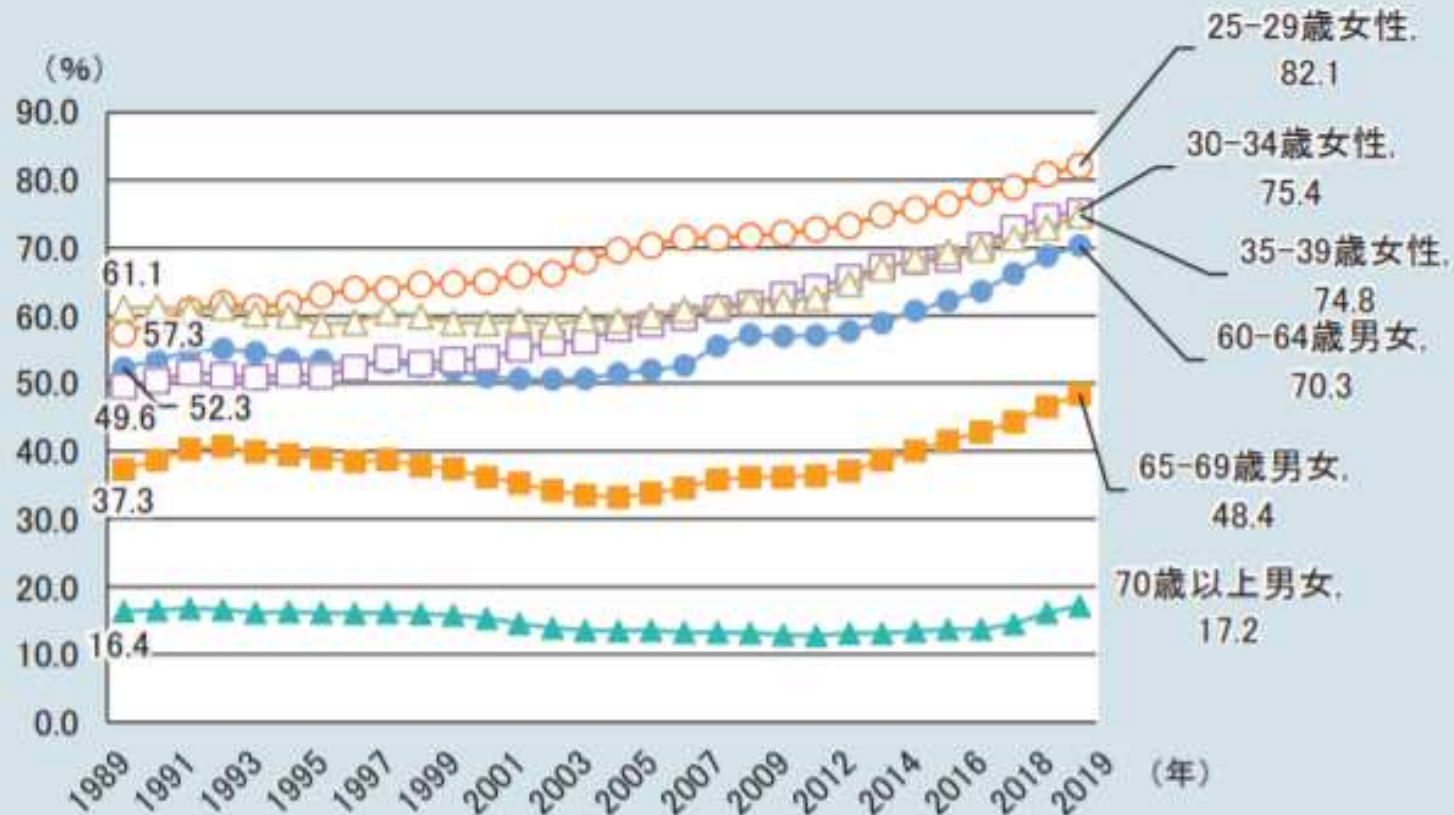
2021年平均	男女計			男			女		
	実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)
15歳以上人口	11044	-36	-0.3	5332	-22	-0.4	5711	-15	-0.3
[就業状態等]									
労働力人口	6860	-8	-0.1	3803	-20	-0.5	3057	13	0.4
就業者	6667	-9	-0.1	3687	-22	-0.6	2980	12	0.4
自主営業者	521	-5	-1.0	385	-6	-1.5	136	1	0.7
家族従業者	139	-1	-0.7	27	0	0.0	112	-1	-0.9
雇用者	5973	0	0.0	3256	-14	-0.4	2717	14	0.5
完全失業者	193	2	1.0	116	1	0.9	77	1	1.3
非労働力人口	4175	-29	-0.7	1526	-1	-0.1	2650	-27	-1.0
[完全失業率(%)]									
総数	2.8	0.0	...	3.1	0.1	...	2.5	0.0	...
[労働力人口比率(%)]									
総数	62.1	0.1	...	71.3	-0.1	...	53.5	0.3	...
[就業率(%)]									
総数	60.4	0.1	...	69.1	-0.2	...	52.2	0.4	...

＜出所：『労働力調査』基本集計2021年度統計表第1表抜粋＞

<就業率の推移>

(人口は減少に転じているが、女性や高齢者を中心に就業率は上昇)

図表1-3-1 就業率の推移



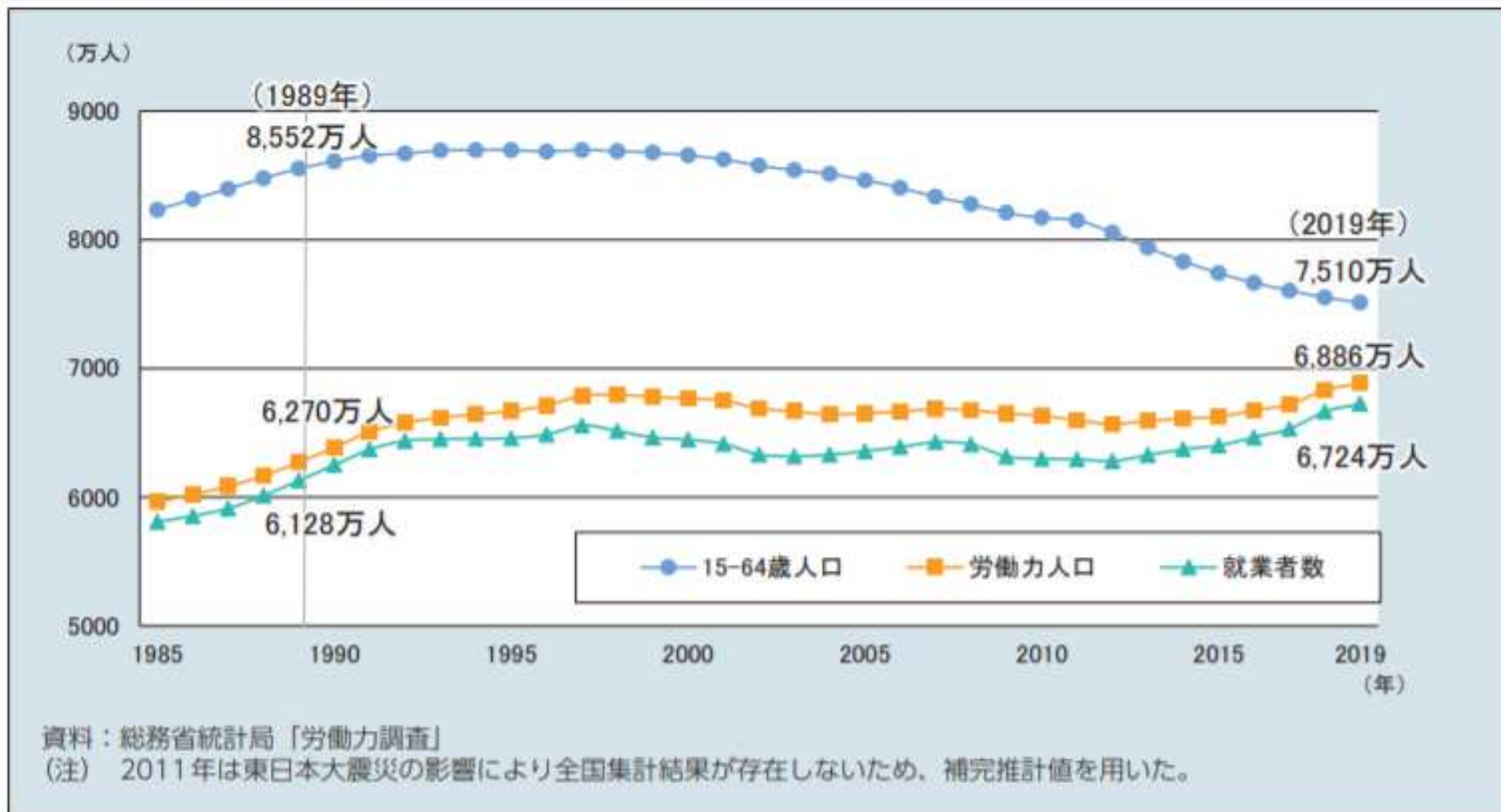
資料：総務省統計局「労働力調査」

<出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節>

<労働力人口・就業者数の推移>

(労働力人口や就業者数は、人口減少下にあっても、女性や高齢者の就業率上昇により、1990年代後半の水準を維持)

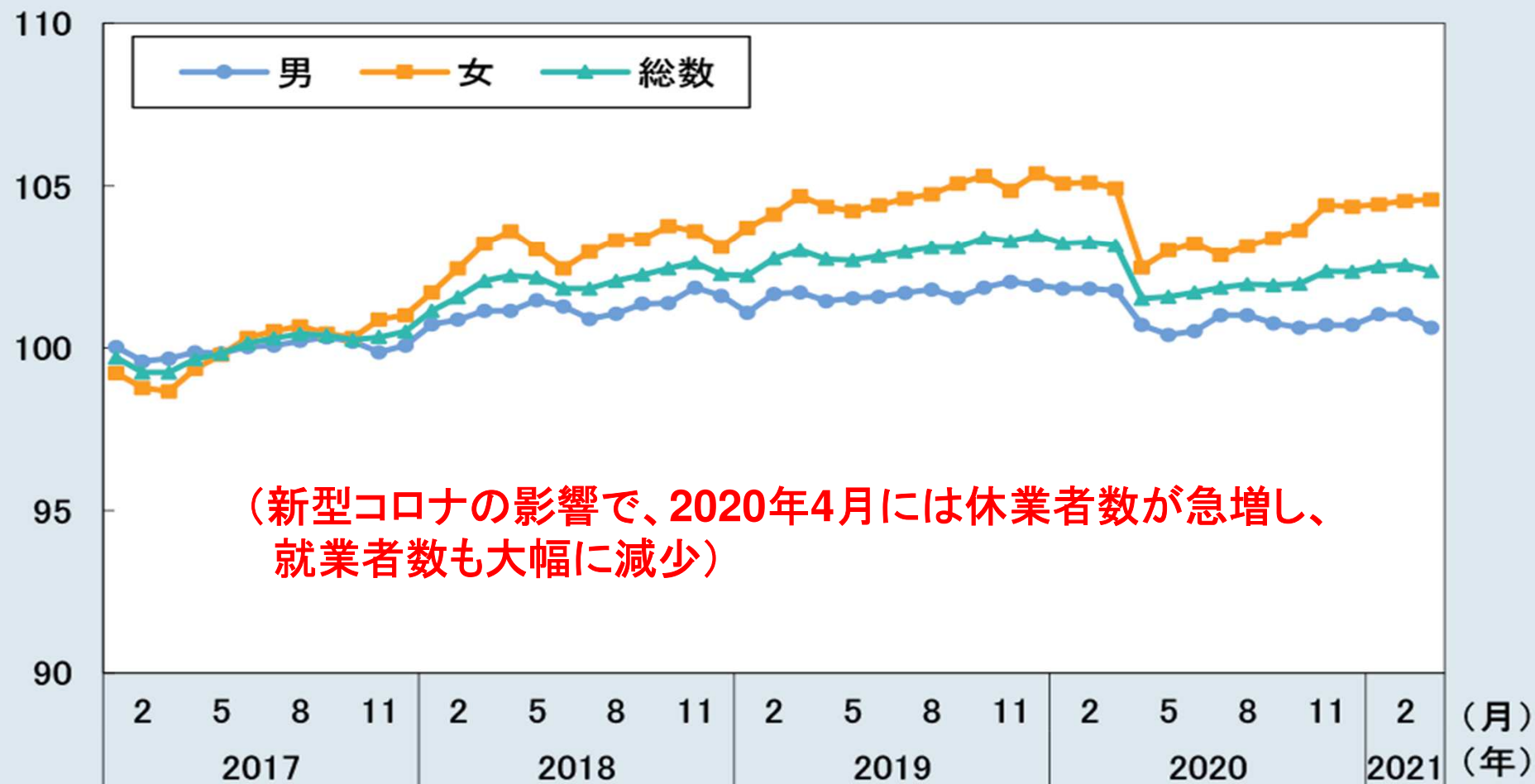
図表1-3-3 労働力人口・就業者数の推移



<出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節>

<就業者数の増減(季節調整値、指数)>

図表 1-1-1-3 就業者数の増減 (季節調整値、指数)

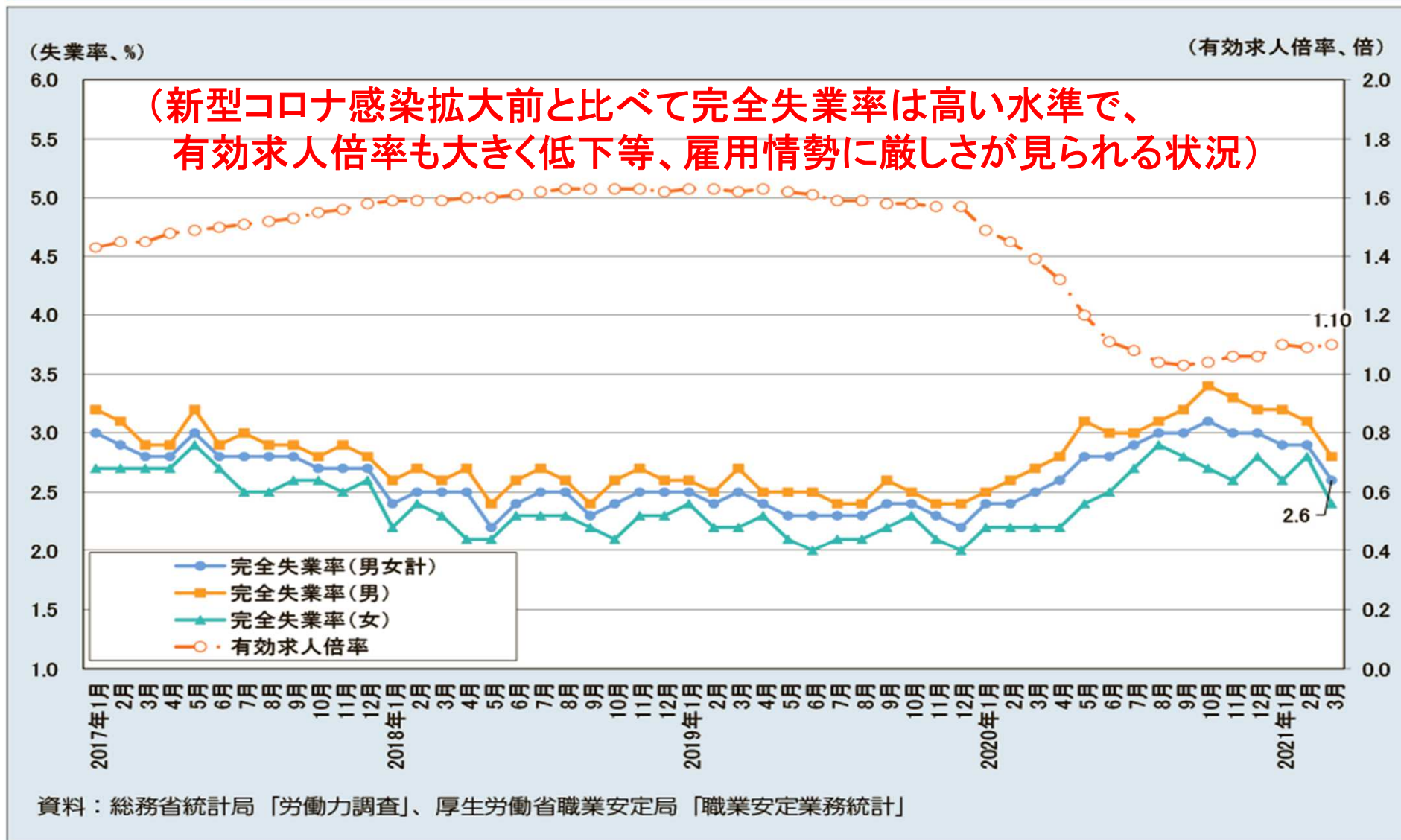


資料：総務省統計局「労働力調査」
 (注) 2017年平均実績を100として指数化している。

<出所：『厚生労働白書(令和3年版)図表1-1-1-3)>

＜完全失業率、有効求人倍率の推移（季節調整値）＞

図表 1-1-1-4 完全失業率、有効求人倍率の推移（季節調整値）

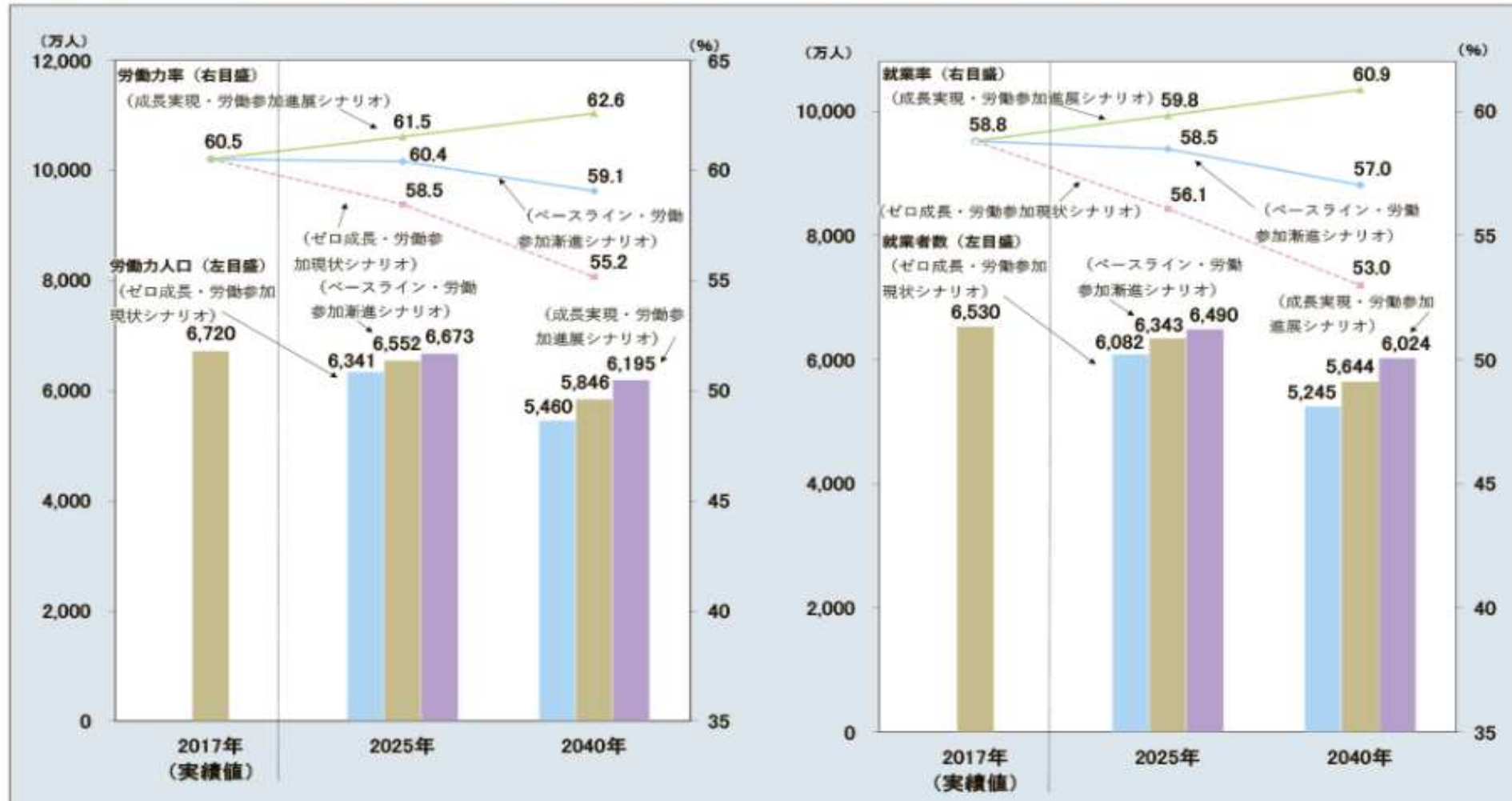


＜出所：『厚生労働白書（令和3年版）図表1-1-1-4＞

<労働力人口と労働力率の見通し/就業者数と就業率の見通し>

(就業者数の長期的な減少は不可避と考えられるが、医療福祉分野での人材確保や活力ある経済の維持を考えると女性、高齢者等をはじめとした一層の労働参加が不可欠)

図表 1-3-4 労働力人口と労働力率の見通し/就業者数と就業率の見通し

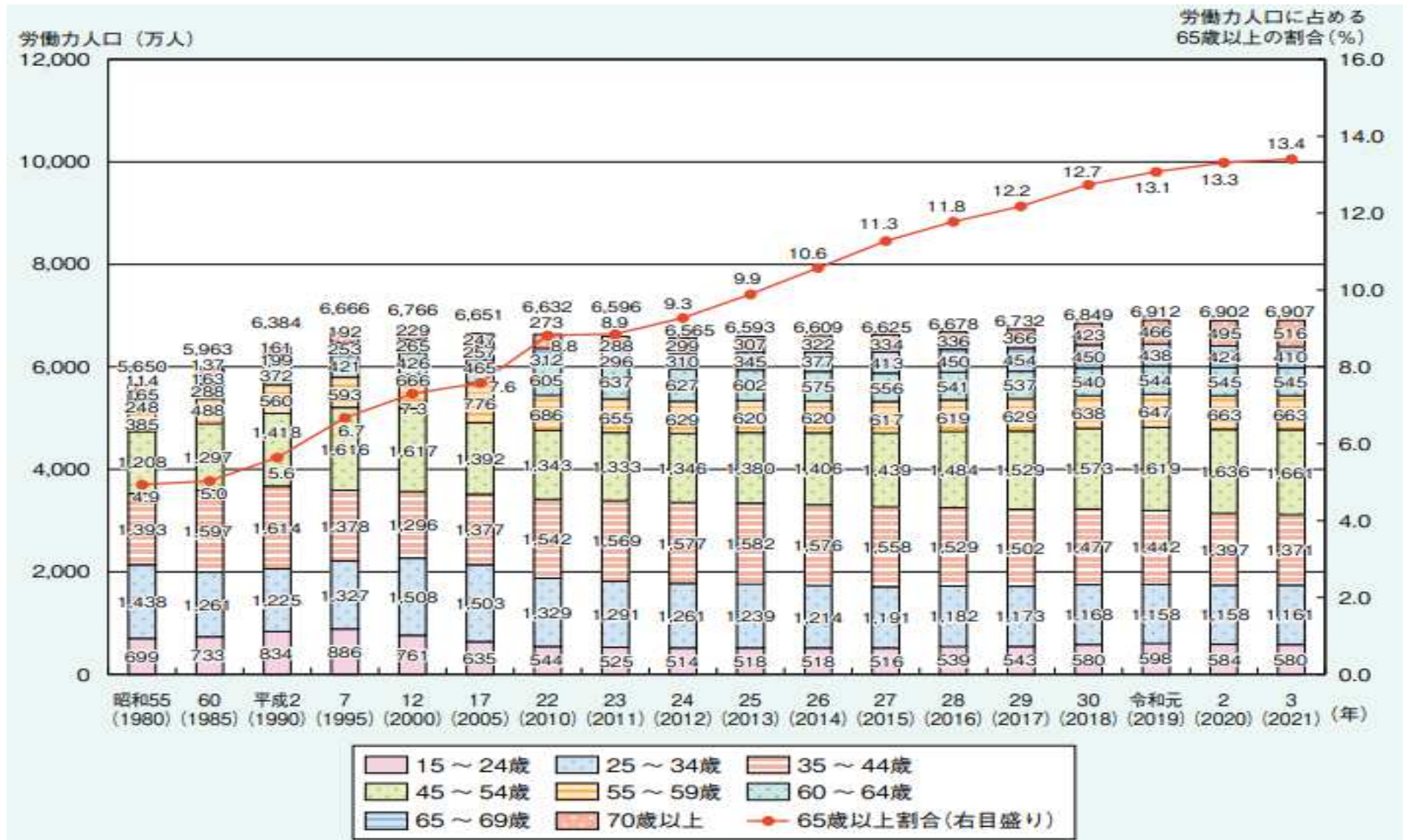


<出所:『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節>

<労働力人口の推移>

教39-40

(労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇)

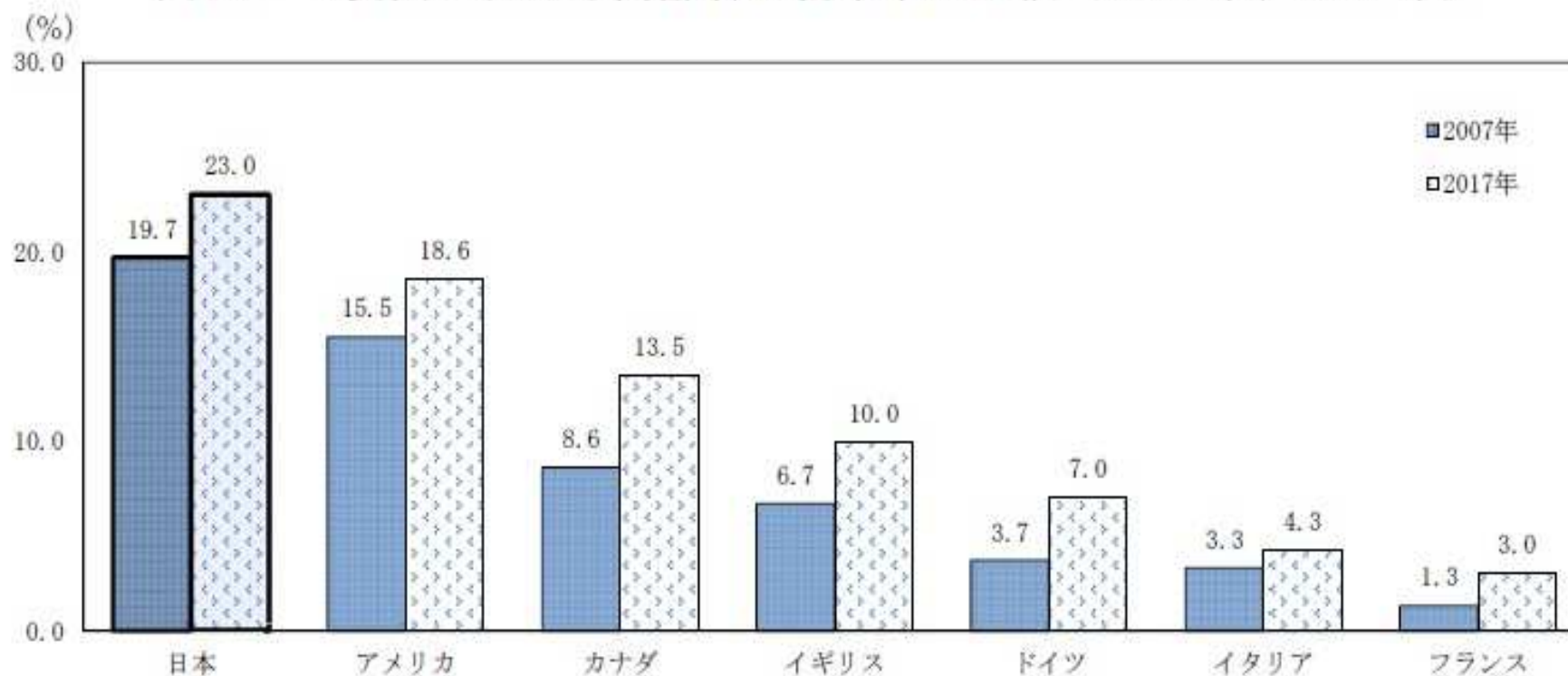


<出所:『高齢社会白書(令和4年版)』第1章第2節図1-2-1-9>

<高齢者の就業率の国際比較>

(日本の高齢者の就業率は、主要国で最高)

図 22 主要国における高齢者の就業率の比較 (2007年、2017年)



資料：日本の値は、「労働力調査」(基本集計)、他国は OECD.Stat

<出所：総務省統計局HP <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1135.html>>

IV 非正規雇用の問題

<雇用者の就業形態別の状況>

(正規の職員・従業員は 26 万人の増加,
非正規の職員・従業員は 26 万人の減少、割合は34.6%)

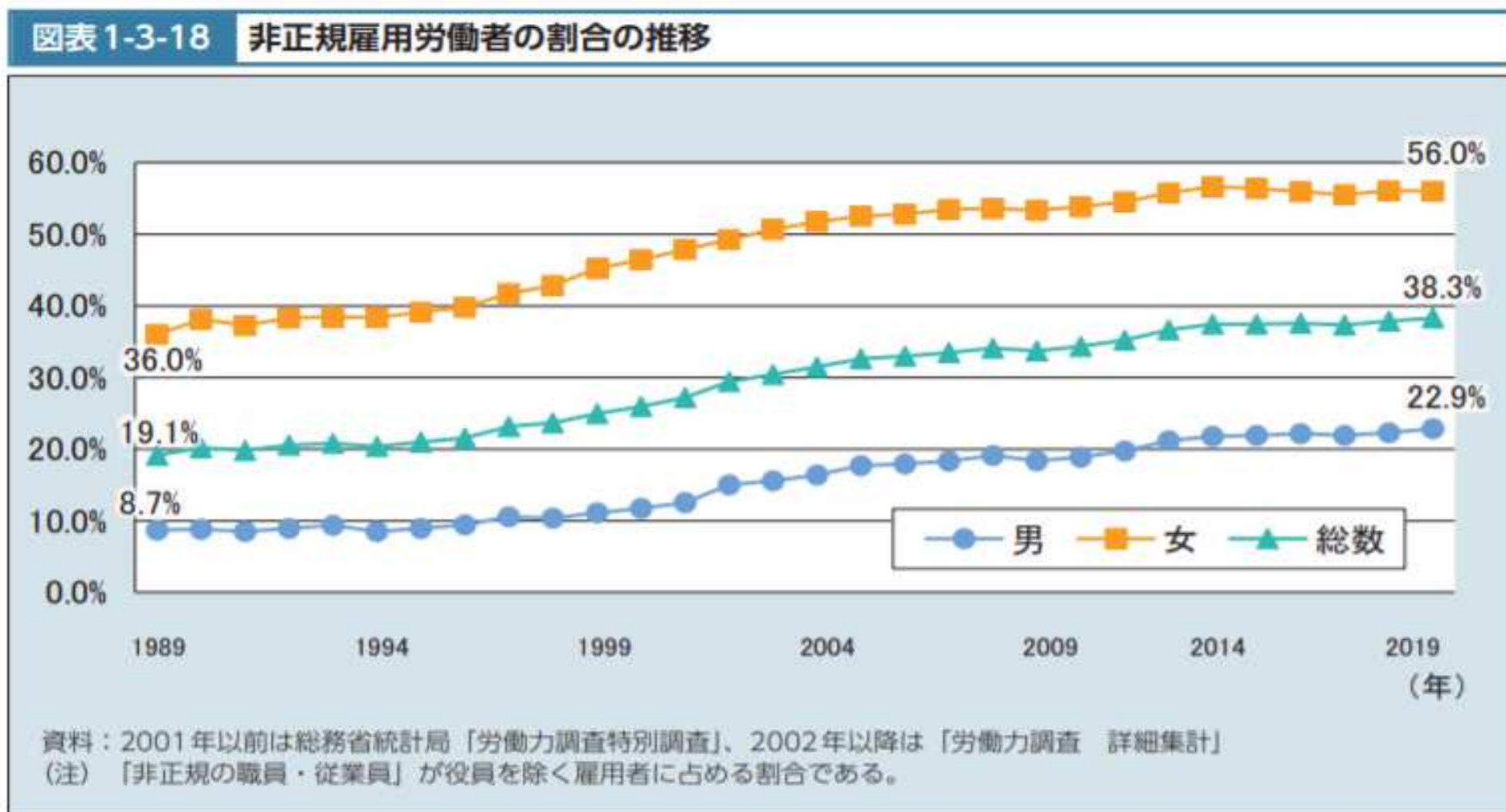
(万人)

雇用者の就業形態別	2021年平均	男女計			男			女		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
			増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)
就業者		6667	-9	-0.1	3687	-22	-0.6	2980	12	0.4
自主営業者		521	-5	-1.0	385	-6	-1.5	136	1	0.7
家族従業者		139	-1	-0.7	27	0	0.0	112	-1	-0.9
雇用者		5973	0	0.0	3256	-14	-0.4	2717	14	0.5
うち役員を除く雇用者		5629	0	0.0	2994	-16	-0.5	2635	15	0.6
正規の職員・従業員		3565	26	0.7	2343	-2	-0.1	1222	28	2.3
非正規の職員・従業員		2064	-26	-1.2	652	-13	-2.0	1413	-12	-0.8
パート・アルバイト		1455	-18	-1.2	340	-8	-2.3	1116	-9	-0.8
パート		1018	-6	-0.6	123	1	0.8	895	-7	-0.8
アルバイト		438	-11	-2.4	217	-8	-3.6	221	-2	-0.9
労働者派遣事業所の派遣社員		140	2	1.4	53	-1	-1.9	87	2	2.4
契約社員		275	-4	-1.4	147	1	0.7	128	-5	-3.8
嘱託		113	-3	-2.6	71	-4	-5.3	41	0	0.0
その他		81	-4	-4.7	41	-2	-4.7	41	-1	-2.4

<出所:『労働力調査』基本集計2021年度統計表1-1表抜粋>

＜非正規雇用労働者の割合の推移＞

(1989年から2019年で、男性8.7%⇒22.9%、女性36.0%⇒56.0%に上昇)

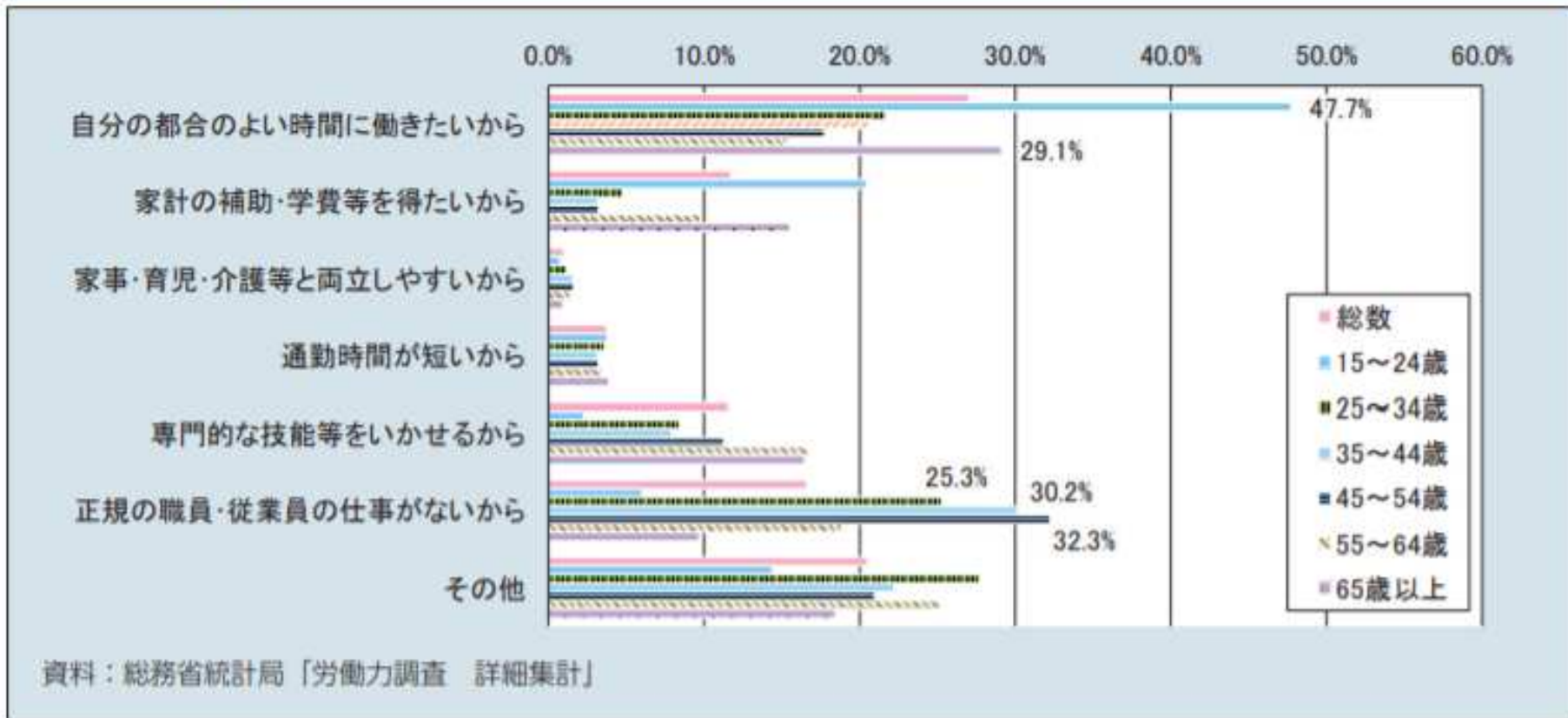


＜出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節＞

＜非正規雇用労働者が現職の雇用形態についている理由＞ （男性・2019年）

（増加の背景には、働く側の意識とともに、雇用者側での人件費の抑制志向、人材確保のための短時間労働者としての活用等の事情が存在）

図表 1-3-21 非正規雇用労働者が現職の雇用形態についている理由（男性・2019年）

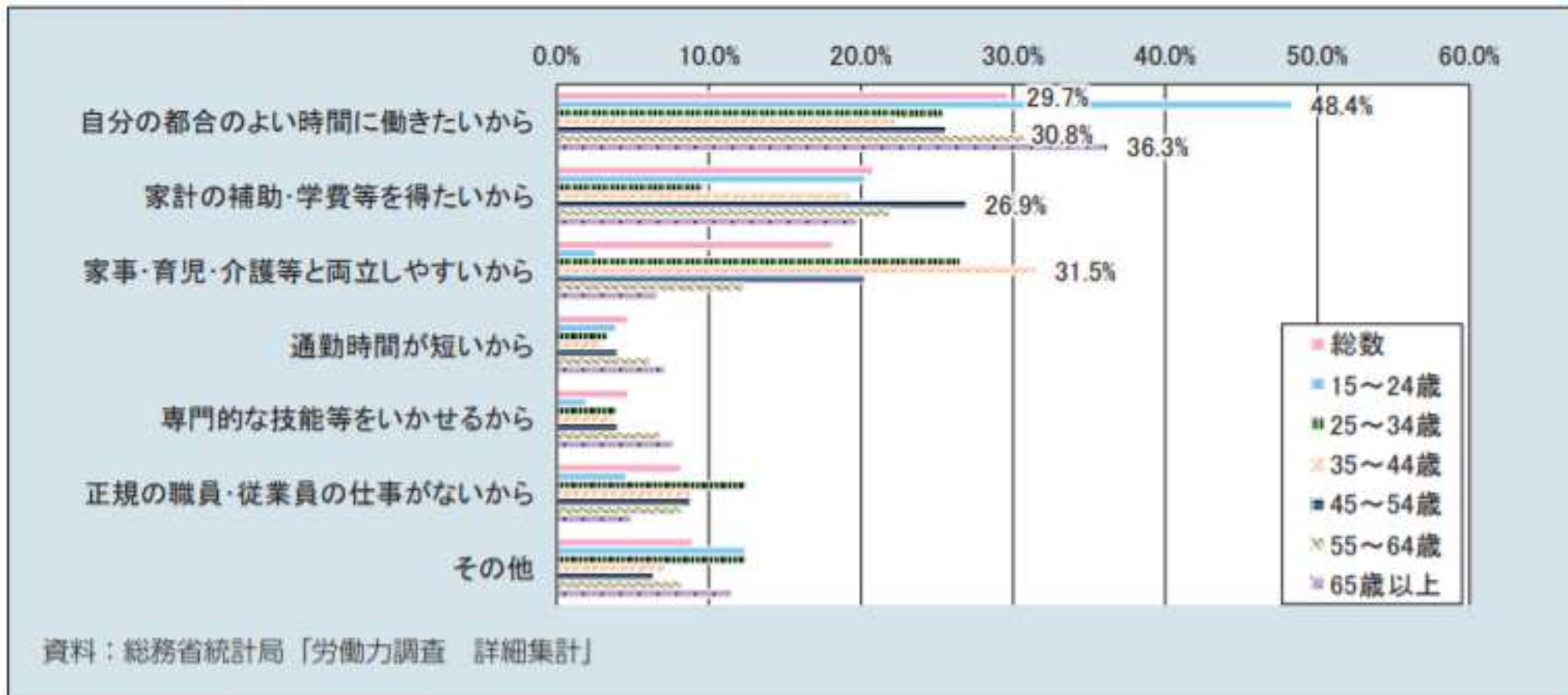


＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節＞

＜非正規雇用労働者が現職の雇用形態についている理由＞ （女性・2019年）

（増加の背景には、働く側の意識とともに、雇用者側での人件費の抑制志向、人材確保のための短時間労働者としての活用等の事情が存在）

図表 1-3-22 非正規雇用労働者が現職の雇用形態についている理由（女性・2019年）



＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節＞

＜正規雇用労働者・非正規雇用労働者の賃金カーブ＞

(年齢階級別・時給ベース・2019年)

(非正規雇用をめぐる課題として、不本意非正規の問題のほか、正規雇用との間での賃金や教育訓練の格差が存在)

図表 1-3-23 正規雇用労働者・非正規雇用労働者の賃金カーブ (年齢階級別・時給ベース・2019年)



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「賃金構造基本統計調査」

(注) 賃金は各調査年の6月分の所定内給与額(一般労働者については、民営事業所の労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値)。「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者である。「短時間労働者」は、同一の事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者である。「正社員・正職員」は、事業所で正社員・正職員とする者であり、「正社員・正職員以外」は事業所で正社員・正職員以外の者である。

＜出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節＞

V 労働環境の変化

教43-44

＜男性雇用者世帯のうち共働き世帯と専業主婦世帯の推移＞

（夫婦の働き方は、専業主婦世帯中心から共働き世帯中心へと転換）

図表1-3-14 男性雇用者世帯のうち共働き世帯と専業主婦世帯の推移



資料：2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」より作成。

（注）「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは調査方法、調査月等が相違することから時系列比較には注意を要する。

「専業主婦世帯」とは、2014年までは夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2019年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口又は失業者）の世帯。共働き世帯の割合は、男性雇用者世帯に占める割合である。

＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節＞

＜女性の年齢階級別就業率の変化＞

（女性の就業率のいわゆるM字カーブ問題は解消に向かっている）

図表 1-3-8 女性の年齢階級別就業率の変化



資料：総務省統計局「労働力調査」

(注) グラフ中の数値は下線付きが2019年、斜字が1989年である。

＜出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第1章第3節＞

＜高齢者雇用：改正高年齢者雇用安定法＞

図表 2-4-3 70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。

個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容（高齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

＜高齢者雇用確保措置＞ （65歳まで・義務）

現行

①65歳までの定年引上げ

②65歳までの継続雇用制度の導入
（特殊関係事業主（子会社・関連会社等）
によるものを含む）

③定年廃止

新設

＜高齢者就業確保措置＞（70歳まで・努力義務）

創業支援等措置（雇用以外の措置）
（過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入）

①70歳までの定年引上げ

②70歳までの継続雇用制度の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）

③定年廃止

④高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
業務委託契約を締結する制度の導入

⑤高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する
団体が行う社会貢献事業
に従事できる制度の導入

＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第2章第4節＞

＜高齢者雇用：改正高年齢者雇用安定法（続）＞

図表2-4-3 70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）（つづき）

その他の改正の内容（令和3年4月1日施行）

- 厚生労働大臣は、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針を定める。
- 厚生労働大臣は、必要があると認めるときに、事業主に対して、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言を行うこと、当該措置の実施に関する計画の作成を勧告すること等ができることとする。
- 70歳未満で退職する高年齢者（※1）について、事業主が再就職援助措置（※2）を講ずる努力義務及び多数離職届出（※3）を行う義務の対象とする。
 - ※1：定年及び事業主都合により離職する高年齢者等
 - ※2：例えば、教育訓練の受講等のための休暇付与、求職活動に対する経済的支援、再就職のあっせん、教育訓練受講等のあっせん、再就職支援体制の構築など
 - ※3：同一の事業所において、1月以内の期間に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等の公共職業安定所長への届出
- 事業主が国に毎年1回報告する「定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況」について、高年齢者就業確保措置に関する実施状況を報告内容に追加する。

高年齢者の活躍を促進するために必要な支援（予算事業等）

＜事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援＞

- ・ ①高年齢者就業確保措置を講ずる事業主に対する助成措置や相談体制などの充実、②他社への再就職の措置に関する事業主間のマッチングを促進するための受入企業の開拓・確保の支援、③能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成、④高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築の支援等。

＜高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援＞

- ・ ①ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化、②労働者のキャリアプランの再設計等を支援する拠点の整備、③企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施等。

＜地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援＞

- ・ ①生涯現役促進地域連携事業による地方公共団体を中心とした協議会による取組の推進、②シルバー人材センターの人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた取組の強化等。

＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第2章第4節＞

＜大学卒業後の状況の推移＞

（「就職氷河期」（1993～2004年学卒）世代の働き方の課題は今なお残っている）

図表 1-3-25 大学卒業後の状況の推移

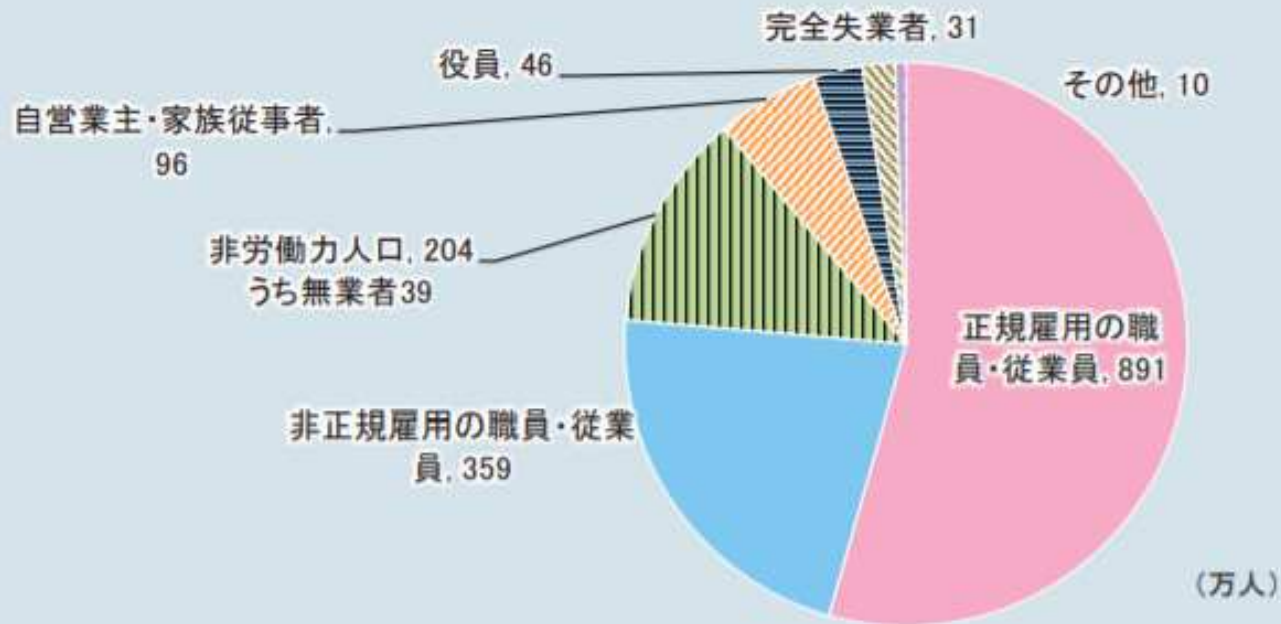


＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節＞

＜「就職氷河期」世代の雇用形態等の内訳＞

（再チャレンジ施策など累次の若者雇用対策⇒依然として、様々な課題に直面）

図表 1-3-27 就職氷河期世代の中心層となる35～44歳（1,637万人）の雇用形態等の内訳（2019年）



資料：総務省統計局「労働力調査 基本集計・詳細集計（2019年平均）」

（注）「非正規雇用の職員・従業員」は、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他に該当する者。「無業者」の定義は、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。「その他」は、「従業上の地位不詳（就業していることは明らかであるが、勤めか自営かの別及び勤め先における呼称が未回答の者）」と「就業状態不詳（就業の有無の別が未回答の者）」の合計。

＜出所：『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節＞

<仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 - 「憲章」及び「行動指針」

平成19年12月18日 「憲章」及び「行動指針」の策定

平成22年 6月29日 「憲章」及び「行動指針」の改定

政府、経済界、労働界、地方のトップ等で協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

- ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章：国民的な取組の大きな方向性の提示
- ・ 仕事と生活の調和推進のための行動指針：企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

(代表例)

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

- 就業率(目、目にも関連)
- <女性(25~44才)>
66.0% → 73%
- <高齢者(60~64才)>
57.0% → 63%
- フリーターの数
178万人 → 124万人以下

(いずれも 現状 → 2020年)

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
10.0% → 5割減
- 年次有給休暇取得率
47.4% → 70%

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
38.0% → 55%
- 育児休業取得率(男性) 1.23% → 13%
- 6歳未満の子どもをもつ月の育児・家事関連時間
60分/日 → 2時間30分/日

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協働して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

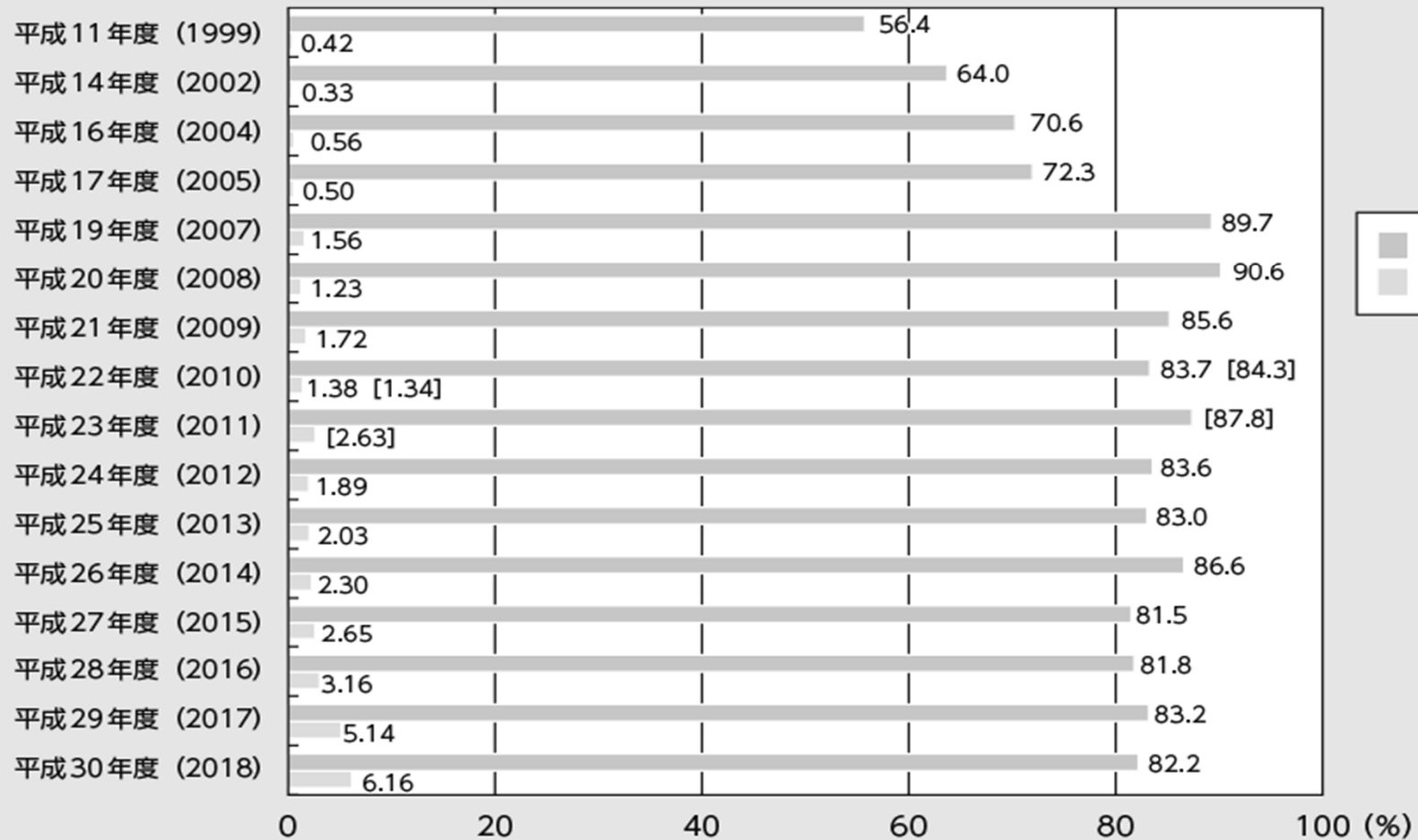
国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開

<出所:厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/tyouwa/index.html>

<仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)>

教46

図表 1-8-1 育児休業取得率の推移 (男性の育児休業取得率は大きな課題)



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

(※) 平成26年度調査においては、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間。

(注) 平成22年度及び平成23年度の [] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

<出所：『厚生労働白書(令和2年版)』第2部第1章第8節>

< 参照資料 >

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成29年推計)』
(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)

厚生労働省

「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/index.html>)

「出生に関する統計」の概況(用語の解説)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/syussyo-4/>)

厚生労働白書

「令和2(2020)年版(令和時代の社会保障と働き方を考える)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/index.html>)

「令和3(2021)年版(新型コロナウイルス感染症と社会保障)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/>)

内閣府: 高齢社会白書

令和4(2022)年版(高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況)

(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/04pdf_index.html)

総務省統計局

「人口推計」(令和2(2020年)) (2021年3月22日公表)

(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202103.pdf>)

労働力調査 用語の解説(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/definit.html>)

基本集計2021年(令和3年)平均結果

(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>)